公共調達に係る入札契約制度に関する
報　　告　　書

平成29年６月

山　形　県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年７月県条例第43号）」第４条第２項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

なお、本書は３部構成となっており、第１部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第２部は、物品及び役務等の調達に関する報告、第３部は、山形県公共調達評議委員会の開催についてとなっている。

目　　次

第１部　建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第１章　入札・契約を取り巻く状況等

１　建設業を巡る環境

（１）　建設投資額の推移 …… 1

（２）　建設業者数及び建設業就業者数等の推移 …… 1

① 建設業者（許可業者）数 …… 1

② 建設業就業者数 …… 2

（３）　設計労務単価の推移 …… 3

（４）　倒産件数の推移 …… 4

（５）　収益性の推移 …… 5

２　業界団体との意見交換会の実施 …… 5

第２章　平成28年度における入札・契約の実施状況

１　建設工事関係

（１）　落札率等の状況 …… 6

① 落札率 …… 6

② 一般競争入札への平均参加業者数 …… 8

（２）　不調・不落の発生状況 …… 8

（３）　県内業者受注率の状況 …… 9

（４）　品質の確保に関する状況 …… 9

① 工事成績評定点 …… 9

② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点 …… 10

③ 低入札価格調査制度の運用 …… 10

２　建設工事関連業務委託関係

（１）　落札率の状況 …… 11

（２）　県内業者受注率の状況 …… 12

（３）　品質の確保に関する状況 …… 12

① 委託業務成績評定点の状況 …… 12

② 低入札価格調査制度の運用 …… 13

③ 非指名措置の状況 …… 13

第３章　平成28及び29年度における改善の取組み
１　公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施 ･････････････ 14
２　建設工事に関する改正内容
（１）　社会保険未加入建設業者の排除 ･････････････････････････････ 14
（２）　余裕期間制度の試行 ･････････････････････････････････････ 14
（３）　低入札価格調査基準の引上げ ･････････････････････････････ 14
（４）　若手技術者の育成モデル工事に係る試行内容の改善 ･････････････ 15
（５）　総合評価落札方式におけるＩＣＴ活用工事の試行 ･････････････ 15
（６）　入札参加者の地域要件の変更 ･････････････････････････････ 15
（７）　発注見通しの公表 ･･････････････････････････････････････ 16
（８）　入札説明書等の様式改正 ･･････････････････････････････････ 16
３　建設工事関連業務委託に関する改正内容
（１）　低入札価格調査基準の引上げ ･････････････････････････････ 16
（２）　総合評価落札方式の本格実施 ･････････････････････････････ 16
（３）　総合評価落札方式における品質等確実点の導入 ･････････････････ 16
（４）　発注見通しの公表 ･･････････････････････････････････････ 16
４　建設工事関連役務に関する改正内容
除排雪、道路・河川等維持修繕、土木施設機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採、森林整備の各役務への最低制限価格制度の適用 ･････････････････ 17
５　入札・契約制度改善の経緯 ･･････････････････････････････････ 18

第２部　物品及び役務等の調達関係

第１章　物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況
１　物品関係
（１）　契約の方法 ･･･ 21
（２）　平成28年度における入札・契約の実施状況 ･････････････････････ 21
２　印刷物関係
（１）　契約の方法 ･･･ 22
（２）　平成28年度における入札・契約の実施状況 ･････････････････････ 22
（３）　最低制限価格等の設定 ･･････････････････････････････････ 22
３　業務委託関係
（１）　契約の方法 ･･･ 23
（２）　平成28年度における入札・契約の実施状況 ･････････････････････ 23
（３）　低入札価格調査制度の運用 ･･････････････････････････････ 24

第２章　地元調達運動の取組み ･･････････････････････････････････ 26

第３部　山形県公共調達評議委員会の開催

平成28年度山形県公共調達評議委員会審議事項の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

資料編

１　山形県公共調達基本条例・・・35
２　山形県公共調達評議委員会資料
平成28年度評議委員会（平成29年２月14日開催）資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
３　取組みに関する資料
平成29年２月22日公表資料　・・・44

第１部　建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第１章　入札・契約を取り巻く状況等

１　建設業を巡る環境

（１）　建設投資額の推移

山形県の建設投資額は、平成８年度をピークに減少してきたが、平成23年度から増加に転じた。平成28年度については、公共投資及び民間投資の合計額4,675億円で、前年度より291億円（6.6%）増加した。

建設業は、県民の安全・安心を確保するうえで欠くことのできない重要な産業であることから、今後とも建設投資額の動向を注視しつつ、入札・契約制度等のあり方について、引き続き検討していく必要がある。

表－１　建設投資額の推移（年度）　（単位：億円）

	H8	H12	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28/H8（%）
山形県建設投資計※	9,601	8,062	4,918	3,819	3,896	3.346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	4,675	48.7
公共投資	4,891	4,672	2,323	1,934	2,277	1,773	1,807	1,950	2,543	2,784	2,485	－	－
民間投資	4,710	3,390	2,594	1,885	1,619	1,574	1,569	1,627	2,094	1,695	1,899	－	－
全国建設投資計	772,696	663,559	529,330	491,749	450,594	429,310	415,606	439,076	502,455	503,973	510,839	516,897	66.9
山形県構成比(%)	1.24	1.21	0.93	0.78	0.86	0.78	0.81	0.81	0.92	0.89	0.86	0.90	72.6

※　項目毎に端数処理をしているため、計が合わない場合がある。
※　Ｈ28年度建設投資額の内訳（公共投資と民間投資の別）は未公表
出典「国土交通省建設総合統計」

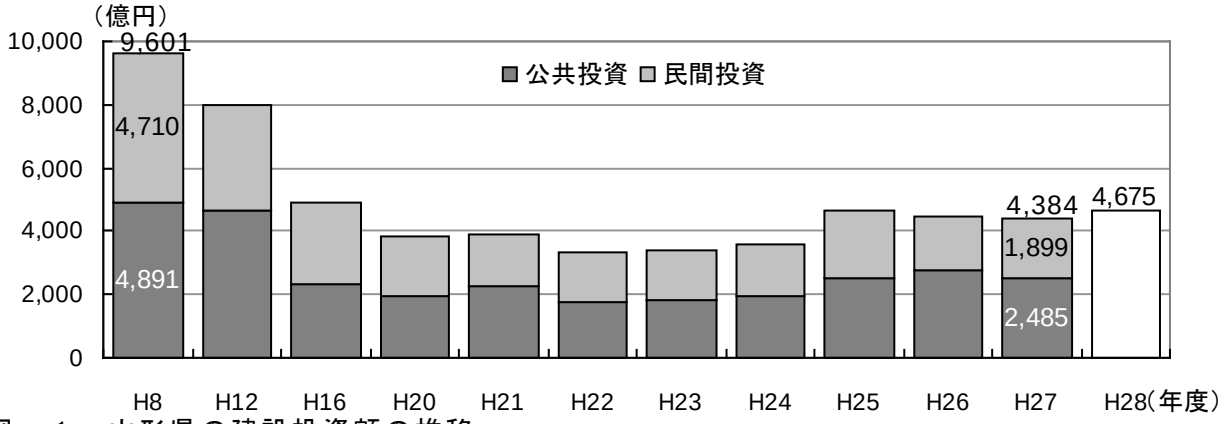

図－１　山形県の建設投資額の推移

※　Ｈ28年度建設投資額の内訳（公共投資と民間投資の別）は未公表

（２）建設業者数及び建設業就業者数等の推移

①　建設業者（許可業者）数

平成28年度の山形県の建設業者(建設業許可業者)数は、３月末時点で4,702者。近年は減少傾向から横ばいの状況である。

建設投資額の減少に比べ、建設業者数の減少割合が小さいため、平成28

年度の一業者あたりの建設投資額は、9,900万円と、これまでのピーク時（平成８年度）の56.3%になっている。（表－２－１、図－２）

表－２－１　山形県の建設投資額と業者数の関係

	H8	H12	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28／H8（%）
建設投資額（億円）	9,601	8,062	4,918	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	4,675	48.7
建設業者数（許可業者数）	5,469	5,806	5,767	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720	4,728	4,755	4,747	4,702	86.0
一業者当たりの建設投資額(億円)	1.76	1.39	0.85	0.75	0.77	0.68	0.71	0.76	0.98	0.94	0.92	0.99	56.3

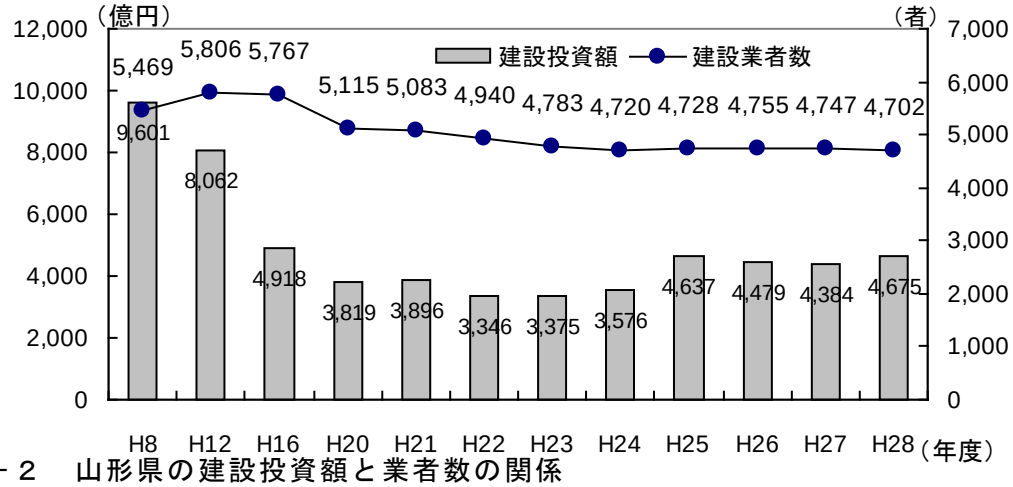

図－２　山形県の建設投資額と業者数の関係

②　建設業就業者数

県内建設業就業者数は、平成 27 年国勢調査では 48,903 人とピーク時である平成 12 年から 24,617 人（33.5%）減少している。

年齢階層別にみると、50 歳以上が 25,280 人（構成比 51.7%）と全体の半数以上を占めており、29 歳以下は 5,019 人（構成比 10.2%）となっている。

平成 12 年と比較すると、29 歳以下では 64.2%の減少となっており、若年者の確保が喫緊の課題となっている。（表－２－２）

表－２－２　山形県内建設業就業者数の推移

	H12年		H27年		対H12年増減		
	就業者数（人）	構成割合（%）	就業者数（人）	構成割合（%）	増減数（人）	増減率（%）	構成割合の増減ポイント
総数	73,520	－	48,903	－	▲24,617	▲33.5	－
29歳以下	14,023	19.1	5,019	10.2	▲9,004	▲64.2	▲8.9
30～39歳	10,336	14.1	9,269	19.0	▲1,067	▲10.3	4.9
40～49歳	18,235	24.8	9,335	19.1	▲8,900	▲48.8	▲5.7
50～59歳	19,204	26.1	10,285	21.0	▲8,919	▲46.4	▲5.1
60歳以上	11,722	15.9	14,995	30.7	3,273	27.9	14.7
50歳以上再掲	30,926	42.1	25,280	51.7	▲5,646	▲18.3	9.6

出典　「国勢調査（総務省統計局）産業等基本集計」

【参考】

	H12年	H27年	対H12年増減	
			増減数	増減率（%）
建設投資額（億円）	8,062	4,675	▲3,387	▲42.0
許可業者数（者）	5,806	4,702	▲1,104	▲19.0

（３） 設計労務単価の推移

設計労務単価（主要12職種平均）は、低下が続いてきたが、平成24年度より上昇に転じ、平成27年度には全国平均を上回った。平成29年度の単価は19,367円／日と６年連続の上昇となり、平成23年度と比較して58％の大幅な増加となった。

しかし、平成29年度においても、ピーク時である平成10年度単価の81％となっており、隣接県（宮城県）との格差は解消されていない。（表－３、図－３）

本県の建設業における処遇改善と人材確保のため、今後も設計労務単価の格差を是正し、適正化を図っていく継続的な取り組みが必要である。

表－３　主要 12 職種設計労務単価の推移（国土交通省：公共工事設計労務単価）

（単位：日／円）

	H10	H12	H16	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
山形県（A） （H10＝1.00）	23,882 (1.00)	17,518 (0.73)	14,900 (0.62)	12,833 (0.54)	12,500 (0.52)	12,225 (0.51)	12,583 (0.53)	15,117 (0.63)	16,308 (0.68)	17,142 (0.72)	18,475 (0.77)	19,367 (0.81)
宮城県 （H10＝1.00）	23,555 (1.00)	19,009 (0.81)	15,855 (0.67)	13,492 (0.57)	13,150 (0.56)	12,867 (0.55)	14,250 (0.61)	17,958 (0.76)	19,375 (0.82)	20,250 (0.86)	21,692 (0.92)	22,117 (0.94)
全国平均（B） （H10＝1.00）	21,002 (1.00)	17,519 (0.83)	15,199 (0.72)	13,713 (0.65)	13,450 (0.64)	13,328 (0.64)	13,401 (0.64)	15,454 (0.74)	16,516 (0.79)	17,043 (0.81)	17,910 (0.85)	18,634 (0.89)
全国平均との比較 （A）／（B）	1.14	1.00	0.98	0.94	0.93	0.92	0.94	0.98	0.99	1.01	1.03	1.04

※ 主要 12 職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘導員A・交通誘導員B

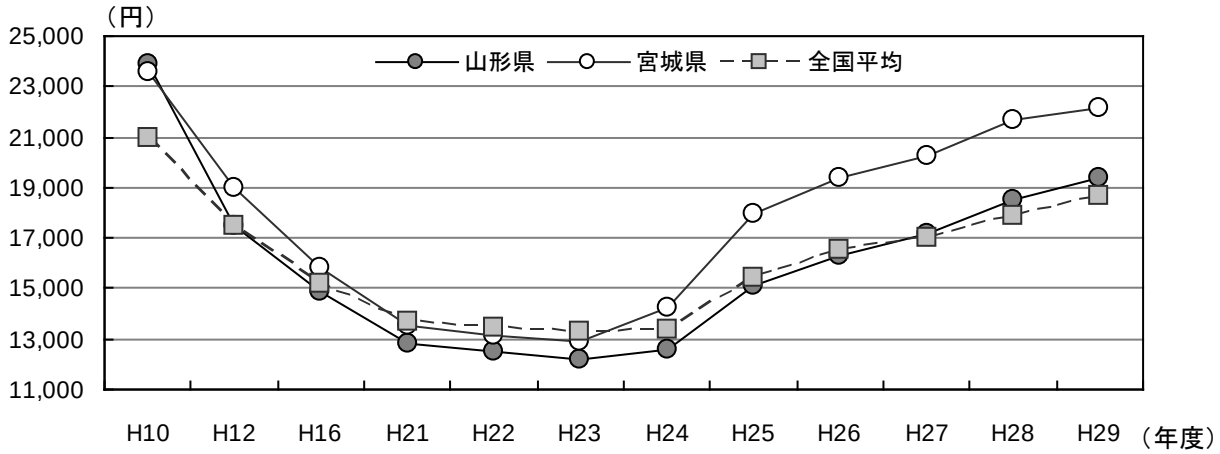

図－３　主要 12 職種設計労務単価の推移

（４）倒産件数の推移

全国および東北地域の倒産件数は、平成16年からほぼ同水準で推移していたが、平成21年より減少傾向を示している。

これに対して、山形県の倒産件数は、平成16年まで増加傾向を続け、平成18年をピークとして、その後減少を続け、平成28年に一桁まで減少している。

（表－４、図－４）

表－４　建設倒産件数の推移（暦年）　（単位：件）

		H8	H12	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	山形県	14	43	48	37	57	53	49	36	26	16	17	12	12	10	9
	東北	213	434	304	315	300	306	335	251	203	132	82	78	53	57	70
	全国	4,065	6,214	4,002	3,783	3,855	4,018	4,467	4,087	3,523	3,391	3,002	2,421	1,965	1,686	1,605

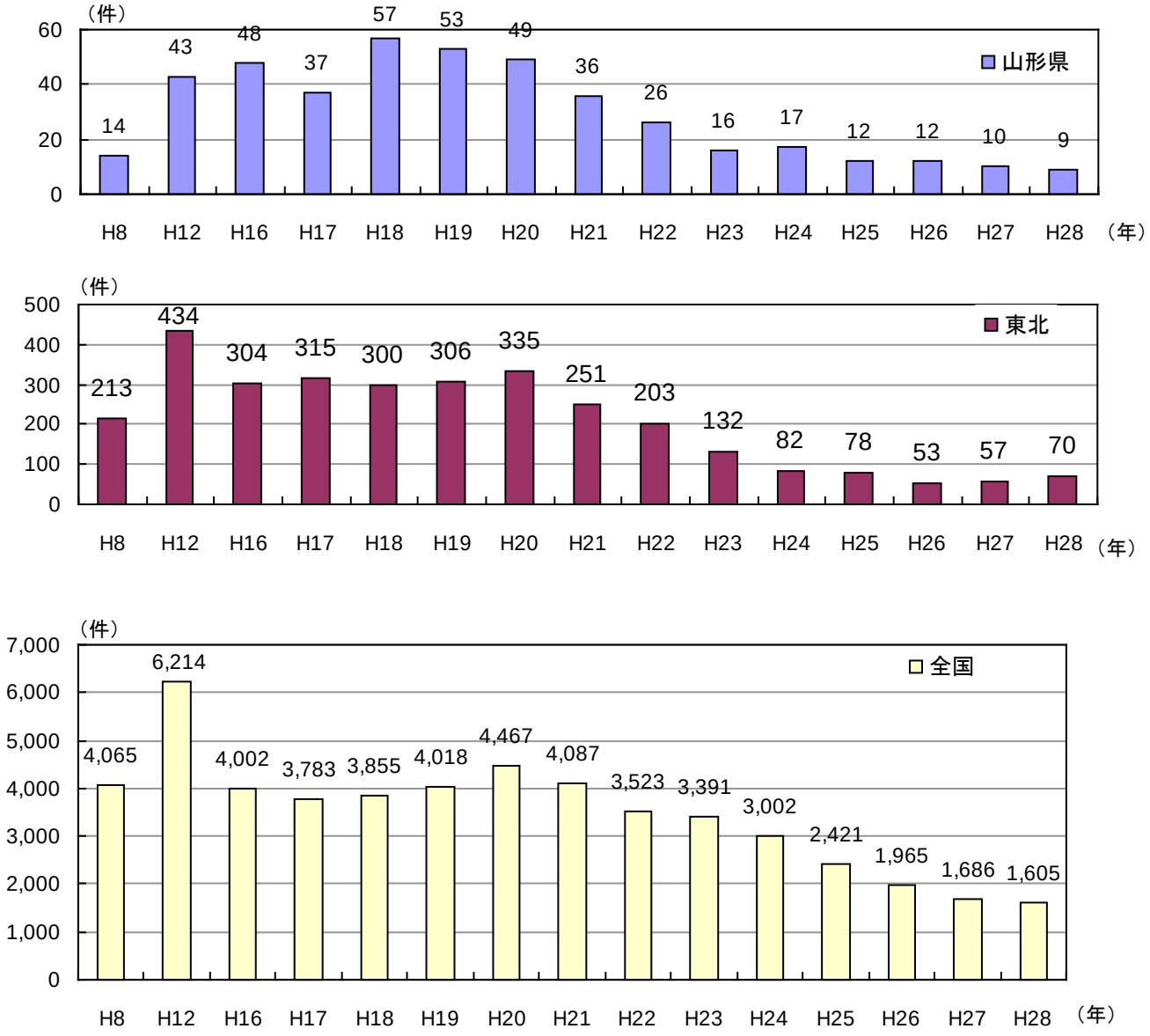

図－４　建設業倒産件数の推移（暦年）

（５） 収益性の推移

本県建設業の収益性については、平成22年度までマイナスが続いてきたが、平成23年度にプラスに転じ、震災復旧・復興工事の本格化や政府の緊急経済対策に加え、豪雨災害の災害復旧工事等による公共工事の増加等が要因となり、平成26年度にはプラス2.98まで上昇し、これまでのピーク時（平成５年度）の2.87を上回った。平成27年度は2.66と前年度を下回っている。（表－５、図－５）

表－５　建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移（年度）　（単位：％）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
東日本平均23都県	▲0.73	▲1.03	▲1.21	▲1.69	▲1.05	▲0.57	0.69	1.24	2.44	2.32
山形県	▲0.58	▲1.64	▲2.43	▲1.72	▲0.81	0.09	1.46	2.06	2.98	2.66
青森県	▲0.56	▲0.82	▲0.78	▲0.39	▲0.13	0.02	0.99	1.90	1.84	1.87
岩手県	▲1.53	▲2.00	▲1.95	▲2.89	▲1.40	0.67	2.68	2.81	4.14	3.74
宮城県	▲1.88	▲1.53	▲2.08	▲2.20	▲1.42	1.92	4.64	3.44	3.41	3.59
秋田県	▲1.08	▲2.00	▲2.36	▲1.82	▲1.07	▲0.71	0.27	1.68	2.43	2.64
福島県	▲0.97	▲2.29	▲3.04	▲2.98	▲1.76	0.69	3.63	3.82	4.50	4.46

※　「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証株式会社
※　売上高経常利益率＝経常利益／売上高×100

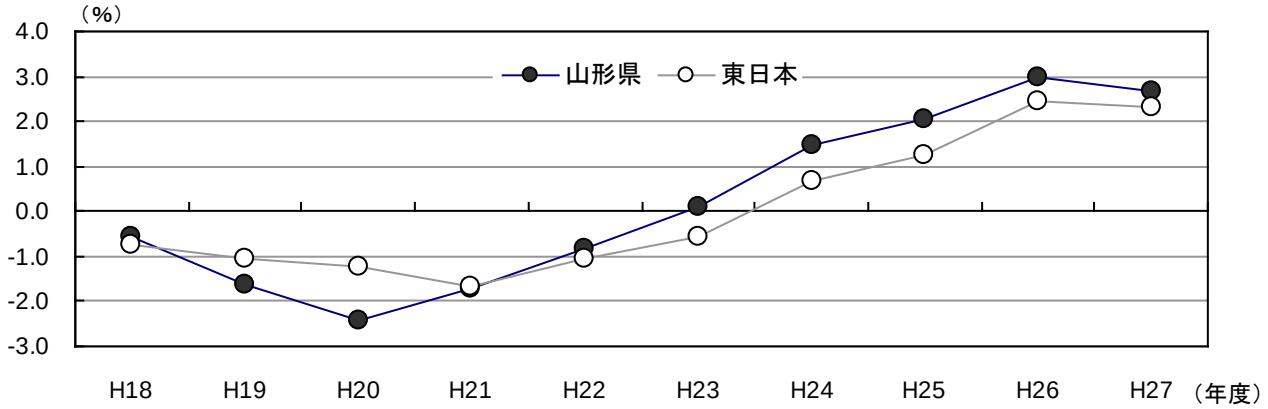

図－５　建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移

２　業界団体との意見交換会の実施

平成28年度においても、「一般社団法人山形県建設業協会」、「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」、「一般社団法人山形県測量設計業協会」、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部」と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点等を把握するための意見・要望の聴き取りを行ない、入札契約制度の改善につなげた。主な要望事項等については、以下のとおりであった。

・改正品確法・建設業法・入契法を踏まえた発注について
・設計労務単価の適切な引き上げ
・調査基準価格及び最低制限価格の適正な見直し
・適切な発注時期と工期設定

（入札契約制度の改善内容については14頁第３章に記載）

第２章　平成 28 年度における入札・契約の実施状況

１　建設工事関係（※予定価格 250 万円以下の建設工事を除く）

（１）　落札率等の状況

①　落札率

建設工事の入札方法については、平成 19 年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

平成 28 年度の落札率は 96.0％で､前年度と比べて 1.4 ポイント上昇した。

落札率の推移をみると、平成 20 年度に低入札価格調査制度に失格数値基準を導入したことにより上昇に転じたが、平成 22 年度には再び落札率が低下し、これを受けて、平成 23 年度は、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、本県独自に国土交通省を上回る改正を行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した。さらに、平成 28 年度には、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、国土交通省と同様の改正及び本県独自に国土交通省を上回る改正を行った。こうした取組みにより､「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれ、以来、高水準の傾向が続いている。（表－１、図－１）

表－１　落札率の推移（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）

入札方法	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	（件数）
一般競争入札	83.6	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	94.6	96.0	(1,111)
指名競争入札	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	94.5	95.9	(10)
随意契約	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	98.6	99.2	(24)
合計	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	94.6	96.0	(1,145)

※　落札率は、契約金額の合計／予定価格合計で算出

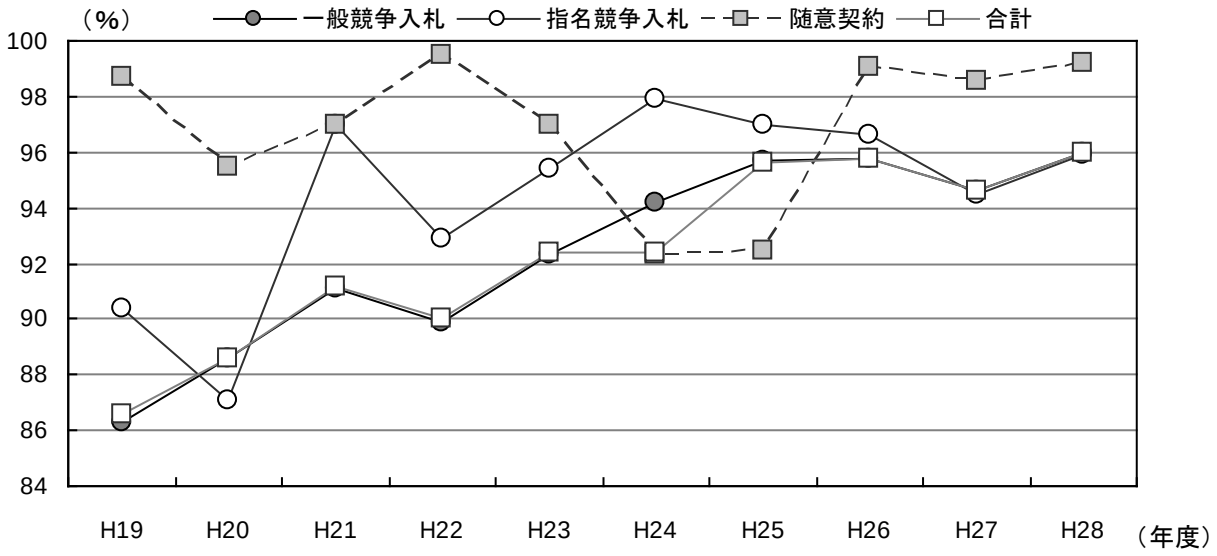

図－１　入札方法別落札率の推移（建設工事）

次に、落札率について、区分ごとに比較してみると、落札率 90%超の件数割合は、平成 28 年度では 91.5%と平成 27 年度より 14.8 ポイント増加している。（表－２、図－２）

表－２　落札率区分別の状況（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）

〈件数〉

区分	95%超	90%超 95%以下	85%超 90%以下	80%超 85%以下	75%超 80%以下	70%超 75%以下	65%超 70%以下	60%超 65%以下	60%以下	合計	落札率 (%)
H24	627	483	243	7	4	0	0	0	0	1,364	94.2
H25	865	331	177	2	1	1	0	0	1	1,378	95.6
H26	895	295	156	4	2	0	0	0	0	1,352	95.8
H27	582	226	242	1	2	0	0	0	0	1,053	94.6
H28	672	376	97	0	0	0	0	0	0	1,145	96.0

〈割合%〉

区分	95%超	90%超 95%以下	85%超 90%以下	80%超 85%以下	75%超 80%以下	70%超 75%以下	65%超 70%以下	60%超 65%以下	60%以下	合計
H24	46.0	35.4	17.8	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100
	81.4		18.3		0.3		0.0			
H25	62.8	24.0	12.8	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	100
	86.8		13.0		0.1		0.1			
H26	66.2	21.8	11.5	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100
	88.0		11.8		0.1		0.0			
H27	55.3	21.5	23.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	100
	76.7		23.1		0.2		0.0			
H28	58.7	32.8	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100
	91.5		8.5		0.0		0.0			

※　割合は、各区分ごとに端数処理するため、合計と合わない場合がある。

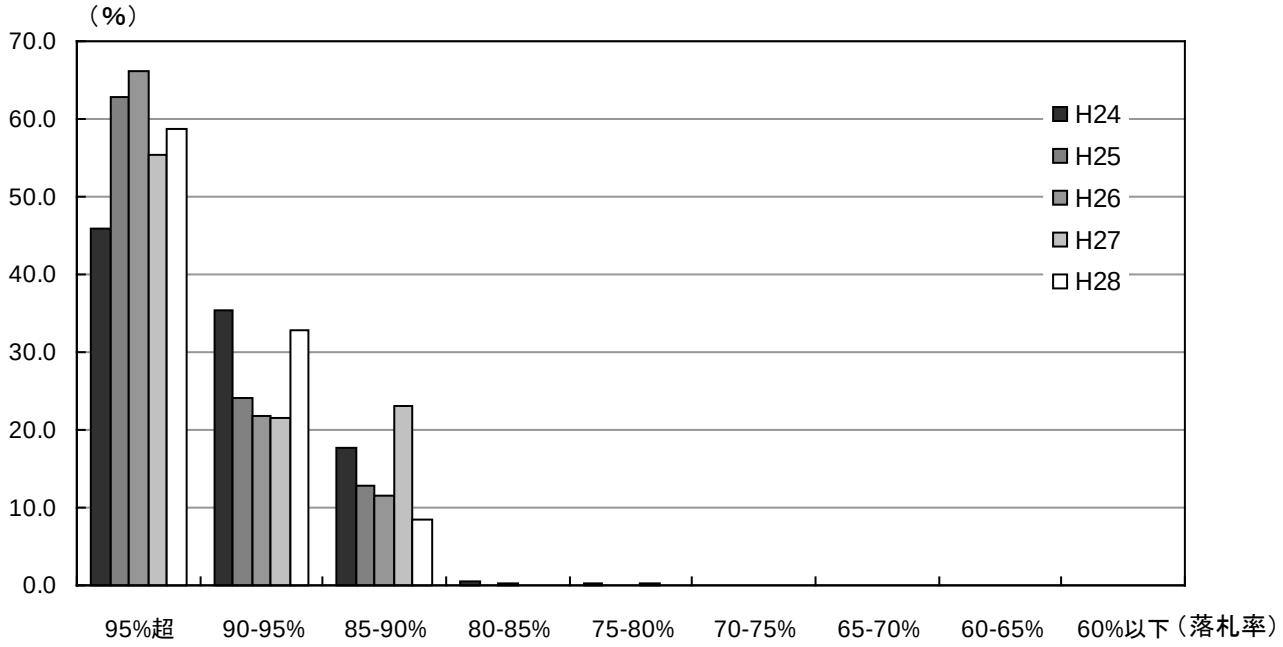

図－２　落札率区分別件数割合

②　一般競争入札への平均参加業者数

（※入札辞退、未入札等により一度も札入れをしていない業者を除く）

県土整備部（平成 21 年度以前は土木部。以下同じ。）の一般競争入札への参加業者数は、一件あたりの平均数で、平成 23 年度 6.6 者、平成 24 年度 4.8 者、平成 25 年度 3.9 者、平成 26 年度は 3.3 者と、一般競争入札導入後減少を続けていたが、平成 27 年度においては 4.1 者と増加に転じたものの、平成 28 年度は 3.6 者と再び減少した。

これは、発注見通し等の制度が活用されていることを要因に参加者数が増加したものの、発注工事量の増加や、配置技術者数に応じて、入札案件を自ら絞り込んでいることなどを要因に減少したものと考えられる。

（２）　不調・不落の発生状況

平成 28 年度の県土整備部における入札時不調不落発生件数は 68 件(8.0%)で、前年度と比較して 17 件（2.2 ポイント）減少している。

今後も、工事の早期発注に配慮しながら、年間を通した工事量を平準化し、特定の時期に工事を集中させないことや、余裕期間制度等を推進していく。こうした不調案件は、工期の見直しや、関連事業など複数の工区をまとめて再発注する発注ロットの大型化などの工夫をして再発注することにより、契約に至っている。

表－３　Ｈ28 年度不調・不落の発生状況（建設工事）

〈県土整備部、予定価格 250 万円超。随意契約を除く〉

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
入札件数	18	23	72	100	99	125	97	58	35	66	22	132	845
不調不落件数	1	1	5	9	3	12	14	10	2	5		6	68
うち不調		1	1	5	2	7	10	6	1	4		3	40
うち不落	1		4	4	1	5	4	4	1	1		3	28
発生率(%)	5.6	4.3	6.9	10.0	3.0	9.6	14.1	17.2	5.7	7.6	0	4.5	8.0

〈県農林水産部、予定価格 250 万円超。随意契約を除く〉

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
入札件数	9	2	11	24	25	77	27	9	11	9	6	60	270
不調不落件数		1		2	1	8	8	1		1	2	5	29
うち不調		1		2	1	8	8	1		1	2	5	29
うち不落													
発生率(%)	0	50.0	0	8.3	4.0	10.4	29.6	11.1	0	11.1	33.3	8.3	10.7

（３）県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、平成 27 年度と比べ件数ベースでは 0.5 ポイント増加し 96.5%、当初契約金額ベースでは 2.9 ポイント減少し 78.1%となった。（表－４）

県内業者受注率は件数ベースで上昇しているものの、70 億円を超える大規模な建築一式工事を県外業者が受注した影響等により、当初契約金額ベースの受注率が低下している。

表－４　県内業者の受注率（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）　（単位：%）

入札方式	H24		H25		H26		H27		H28	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	96.2	91.2	95.3	91.8	95.5	94.9	96.1	81.0	96.7	78.1
指名競争入札	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
随意契約	46.2	78.1	77.8	50.0	93.0	90.6	80.0	85.1	87.5	93.3
合計	95.7	91.2	95.0	91.5	95.4	94.9	96.0	81.0	96.5	78.1

（４）　品質の確保に関する状況

①　工事成績評定点

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、原則として、１件の当初設計金額が 500 万円を超える建設工事を対象として、工事成績評定点を算出している。

当該評定点の平成 28 年度における県全体の平均点は、80.2 点となっており、前年度と比べると 0.8 点上昇した。

また、当該評定点と落札率との関係においては、落札率等によっても大きな違いは見られない。（表－５－１、２）

表－５－１　工事成績評定点の推移（建設工事）（全部局　当初契約金額 500 万円以上）

（単位：点、件）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
評定点	77.0	77.5	78.1	78.9	79.4	80.2
件数	950	1,119	1,042	1,206	901	888

表－５－２　落札率区分別工事成績評定点（建設工事）（全部局）

区分	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
H27（評定点）				83.0	84.0	79.3	78.9	79.5	79.4
H28（評定点）						80.5	79.7	80.3	80.2
H28（件数）						150	234	504	888

②　総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点

県土整備部では、価格と品質の２つの基準で審査できる総合評価落札方式を実施しており、対象の設計金額は 1,000 万円以上としている。

工事成績評定点の平均を比べると、平成 27 年度と同様に総合評価落札方式が最低価格落札方式を上回っており、平成 28 年度は 1.5 点高くなっている。

また、総合評価落札方式での平均落札率は 95.5%であり、最低価格落札方式と比べると 0.4 ポイント上回っている。（表－６）

表－６　総合評価落札方式の状況（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）

（単位：件、%、点）

落札方式	件数	平均落札率（%）	平均評定点	県内業者受注率（%）	
				件数	金額
総合評価落札方式	606 (475)	95.5 (94.6)	80.5 (80.1)	96.0 (96.8)	73.6 (95.8)
最低価格落札方式	515 (568)	95.1 (94.6)	79.0 (78.4)	97.5 (95.6)	97.9 (59.7)
合計	1,121 (1,043)	95.3 (94.6)	79.9 (79.3)	96.7 (96.2)	78.1 (81.0)

※　（　）内は前年度の数値

③　低入札価格調査制度の運用

平成 28 年度において、調査基準価格を下回った入札があったのは、県土整備部で７件(発生率 1.9%)と前年度に引き続き低い割合となった。

これは、総合評価落札方式における「品質等確実点」の導入や、低入札価格調査によるダンピング対策が浸透してきていることが要因と考えられる。（表－７）

表－７　低入札価格調査制度における調査実績（建設工事）

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県土整備部	基準価格設定数	374	481	421	435	386	322	362
	低入札発生件数（発生率%）	50 (13.4)	10 (2.1)	3 (0.7)	4 (0.9)	7 (1.8)	1 (0.3)	7 (1.9)
	低入札落札件数	17	2	2	1	2	0	5
全県	低入札発生件数	66	12	7	4	7	3	14
	低入札落札件数	24	3	3	1	2	0	9

なお、過度な低価格入札を抑止するため、平成 22 年５月より、調査基準価格未満で落札した場合には、工事の品質を確保するため、現場代理人と配置技術者の兼務を禁止する措置を導入している。

２　建設工事関連業務委託関係（※予定価格 100 万円以下の業務委託を除く）

（１）　落札率等の状況

業務委託に関しては、建設工事の場合と異なり、格付けのために業者を客観的に評価する制度（建設業法に基づく経営事項審査制度）がないことから、本県では、金額規模により 10～15 者前後を選定して実施する指名競争入札を原則としている。

平成 28 年度の落札率は 88.0％と、前年度と比べ 2.0 ポイント増となった。これは、平成 28 年度に低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について改定が行われた結果と考えられる。（表－８－１）

表－８－１　落札率の推移（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超）

（単位：％、件）

入札方法	H24	H25	H26	H27	H28	（件 数）
一般競争入札	88.6	87.5	98.0	94.5	92.6	（ 53 ）
指名競争入札	86.2	87.5	85.7	85.2	86.9	（ 610 ）
随意契約	96.8	97.3	97.3	96.9	98.4	（ 38 ）
合計	86.7	88.4	87.6	86.0	88.0	（ 701 ）

次に、落札率についてその件数割合を落札率の区分ごとにみると、平成 28 年度では、70％超 80％以下の落札件数が 2.1％と前年度と比べて 35.3 ポイント減少し、80％超が 97.8％と 35.5 ポイント増加している。これは、当該調査制度の改正に伴い「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれたと考えられる。（表－８－２、図－３）

表－８－２　落札率の状況（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超）

〈件数〉

区分	95%超	90%超 95%以下	85%超 90%以下	80%超 85%以下	75%超 80%以下	70%超 75%以下	65%超 70%以下	60%超 65%以下	60%以下	合計	落札率 (%)
H24	201	282	111	125	235	77	2	0	2	1,035	85.2
H25	328	257	119	143	191	12	1	0	1	1,052	88.4
H26	273	218	98	116	240	34	0	0	0	979	87.6
H27	178	121	73	77	185	85	1	1	0	721	86.0
H28	143	135	109	298	8	7	0	0	1	701	88.0

〈割合％〉

区分	95%超	90%超 95%以下	85%超 90%以下	80%超 85%以下	75%超 80%以下	70%超 75%以下	65%超 70%以下	60%超 65%以下	60%以下	合計
H24	19.4	27.2	10.7	12.1	22.7	7.4	0.2	0	0.2	100
	46.7		22.8		30.1		0.4			
H25	31.2	24.4	11.3	13.6	18.2	1.1	0.1	0	0.1	100
	55.6		24.9		19.3		0.2			
H26	27.9	16.8	10.0	11.8	24.5	3.5	0	0	0	100
	50.2		21.9		28.0		0			
H27	24.7	16.8	10.1	10.7	25.7	11.8	0.1	0.1	0	100
	41.5		20.8		37.4		0.3			
H28	20.4	19.3	15.5	42.5	1.1	1.0	0	0	0.1	100
	39.7		58.1		2.1		0.1			

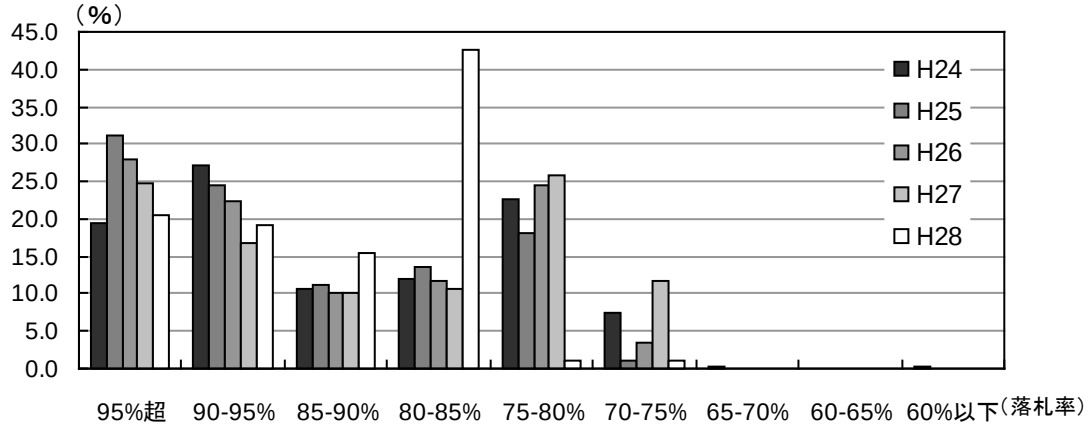

図－３　落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）

（２）　県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで 74.5%、契約金額ベースで 61.2%となっており、前年度に比べ、件数で 0.4 ポイント、契約金額で 0.5 ポイント下回った。（表－９）

表－９　県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超）　（単位：%）

入札方式	H24		H25		H26		H27		H28	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	90.0	94.2	66.7	72.0	0	0	88.9	89.3	79.2	72.3
指名競争入札	72.8	60.3	73.6	64.9	74.3	63.4	74.4	60.3	73.9	59.0
随意契約	91.2	77.8	81.4	80.6	86.3	83.0	80.5	73.3	76.3	69.8
合計	73.6	61.6	74.4	66.6	75.4	66.7	74.9	61.7	74.5	61.2

（３）品質の確保に関する状況

①　委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、建設工事関連業務委託に関しても、原則として１件の当初設計金額が 200 万円を超える委託業務等を対象に成績評定点を算定している。

当該評定点の平成 28 年度における県全体の平均点は、80.9 点となっており、前年度を 0.2 点上回っている。

また、落札率との関係においては、低い落札率であっても評定点が平均を大きく下回るような案件はみられない。（表－10－１、２）

表－10－１　業務成績評定点の推移　（単位：点、件）

	H24	H25	H26	H27	H28
評定点	79.6	79.9	80.1	80.7	80.9
件数	699	777	717	457	493

表－10－２　落札率区分別業務成績評定点

区分	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
H27（評定点）	80.0		79.9	81.1	81.0	79.9	80.2	80.9	80.7
H28（評定点）	75.0		81.9	80.8	80.7	81.2	80.6	81.1	80.9
H28（件数）	1	0	22	19	188	78	90	95	493

② 低入札価格調査制度の運用

建設工事関連業務委託においては、平成 26 年５月より低入札価格調査制度対象の設計金額を 700 万円以上から 1,000 万円以上に引上げている。また、県土整備部において平成 27 年 10 月から対象金額を 3,000 万円以上とする試行を実施中である。

平成 28 年度における調査発生件数は、県全体で 15 件（うち県土整備部で５件）となっている。（表－11）

表－11　低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28
県土整備部	基準価格設定数	167	221	240	141	85	19
	低入札発生件数（発生率%）	42（25.1）	48（21.7）	28（11.7）	26（18.4）	15（17.6）	5（26.3）
	低入札落札件数	13	19	12	12	8	3
全県	低入札発生件数	54	53	37	31	23	15
	低入札落札件数	18	20	16	16	12	6

③　非指名措置の状況

過度な低価格入札を抑止するため、平成 22 年５月より、過度な低価格入札による失格を繰返す者に対し、失格回数に応じて非指名期間を設定する措置を導入している。

導入後の検証結果などから、非指名の機動的な対応や失格回数に応じた非指名期間の設定などの改正を平成 25 年度に実施した結果、失格業者数、非指名業者数ともに大きく減少した。平成 28 年度についても、失格業者数は前年度並みに抑えられ、非指名業者数は減少している。（表－12）

表－１２　非指名措置の状況（建設工事関連業務委託）

＜失格業者数＞　（単位：者）

年度	半期	失格回数		期計	年計
	H25 以降対象外	１回	2回以上		
H23	上期	30	12	42	56
	下期	9	5	14	
H24	上期	19	13	32	39
	下期	5	2	7	
H25		16	5	21	21
H26		18	3	21	21
H27		12	4	16	16
H28		15	2	17	17

＜非指名業者数＞　（単位：者）

年度	半期	非指名期間					期計	年計
	H25 以降対象外	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月		
H23	上期	2	6	1	0	0	9	21
	下期	2	7	2	0	1	12	
H24	上期	1	3	1	0	0	5	20
	下期	5	7	1	1	1	15	
H25			3	2			5	5
H26			5	2			7	7
H27			4				4	4
H28				1	1	1	3	3

第３章　平成28及び29年度における改善の取組み

１　公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施

公正な競争等を前提としながら、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成28年度において以下の対策を順次実施した。

なお、平成29年度における取組みについても、平成28年度中の方針決定を受けたものであることから、併せて記述している。

２　建設工事に関する改正内容

（１）　社会保険未加入建設業者の排除〔平成 28 年７月改正〕

建設業者の社会保険等未加入対策については、社会保険未加入業者の一次下請業者からの排除のため、契約約款・契約書を改正し、社会保険未加入業者との一次下請け契約を原則禁止とする取組みを行った。また、これに違反した場合は罰則の対象とした。

平成 28 年度において、社会保険未加入である一次下請業者との契約はなく、社会保険加入業者との契約が徹底された。

（２）　余裕期間制度の試行〔平成28年11月試行開始〕

施工体制の効率化による生産性の向上を通じ、工事の品質の確保や担い手の中長期的な確保に寄与するため、柔軟な工期設定を可能とする余裕期間制度【任意着手方式】を試行した。

対象範囲や実施時期等の検討を行いながら今後も試行を継続する。

・平成28年度試行件数：19件　　※県土整備部のみ

（３）　低入札価格調査基準の引上げ〔平成 28 年度・29 年度改正〕

改正品確法の趣旨を踏まえ、平成 28 年４月から調査基準価格算定式における一般管理費の算定割合を 50％から 55％に引き上げた。

また、平成 28 年７月からは現場管理費を 90％から 95％、一般管理費を 55％から 65％に引き上げた。

さらに、平成 29 年６月からは直接工事費を 95％から 97％と、国土交通省基準と同率に引き上げることとした。この結果、予定価格に対する比率は 92％から 93％に上昇すると試算している。

（４） 若手技術者の育成モデル工事に係る試行内容の改善

〔平成27～29年度試行継続〕

若手技術者の育成に寄与するモデル事業として、若手技術者を工事に配置した場合に加点評価する若手技術者評価型と、若手技術者を配置した上で、ベテランの専任補助者を配置した場合には専任補助者の実績を評価する専任補助者評価型の２つの方式（総合評価落札方式）を試行したが、専任補助者評価型での落札がなく、これは、専任補助者を配置する余裕がないことなどが要因として考えられる。

平成29年４月からは、若手技術者評価型のみ試行継続とするとともに、現場の週休２日制確保における現状の課題や問題点把握のため、このうち数件を「週休２日制確保モデル工事」として試行する。

表－１　平成 27～28 年度試行件数　※県土整備部のみ

（単位：件）

	試行件数	平成27年度	平成28年度	計
若手技術者評価型	発注件数	7	14	21
	若手技術者配置による落札件数	3	5	8
専任補助者評価型	発注件数	7	11	18
	専任補助者配置による落札件数	0	0	0

（５） 総合評価落札方式におけるＩＣＴ活用工事の試行

〔平成29年４月試行開始〕

設計金額3,000万円以上かつ土工量5,000㎥以上を目安に工事を選定し、ＩＣＴ活用工事を試行することとした。ＩＣＴを活用した場合は、総合評価において評価点を付与する。改正により、建設産業の生産性の向上並びにインフラ施設の適正な整備及び維持管理が期待できる。

（６） 入札参加者の地域要件の変更〔平成29年４月改正〕

総合支庁管内を地域要件とする範囲を「設計金額３千万円以上８千万円未満」から、「設計金額３千万円以上５億円未満」に引き上げた。改正により、道路や河川の維持管理、除排雪作業等を担う地域業者の保護・育成が期待できる。

（７） 発注見通しの公表〔平成29年４月改正〕

建設工事の発注見通しについては、８月公表を追加し、年４回から年５回に公表回数を拡大した。改正により、施工時期等の平準化に向けた計画的な発注の促進が期待できる。

（８） 入札説明書等の改正〔平成 29 年７月改正〕

入札方法の多様化・複雑化に伴い、現行の入札関連書類を見直す。改正により、受発注者双方の事務軽減が期待できる。

３ 建設工事関連業務委託に関する改正内容

（１） 低入札価格調査基準の引上げ〔平成28年４月改正〕

【一般管理費】【諸経費】【技術経費】について、業種ごとに算定値の見直しを行い、国土交通省基準を上回る水準に引き上げた。

業務区分	測量	地質調査	建築	土木･補償
比率	約84%	約87%	約82%	約83%

改正により平成28年度の落札率は、88.0%と、前年度と比べ2.0ポイント増となった。

（２） 総合評価落札方式の本格実施〔平成28年７月・平成29年７月改正〕

平成28年７月から、原則として、設計金額3,000万円以上の業務委託は、全て総合評価落札方式を適用することとした。

さらに、平成29年７月から、設計金額3,000万円以上の業務に加え、設計金額1,000万円以上3,000万円未満の業務の２割を原則実施とする。改正により、企業及び技術者の業務成績が評価される機会が増え、成果品等の品質向上が期待できる。

（３） 総合評価落札方式における品質等確実点の導入〔平成 29 年７月改正〕

業務委託における総合評価落札方式においても、建設工事と同様に品質等確実点を導入する。点数割合を工事に合わせ、標準型では18点、簡易型では７点とする。改正により、低入札発生率を改善し、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」の担保、「適正な利潤の確保」及び「事務の簡素化」が期待できる。

（４） 発注見通しの公表

〔平成27～28年度試行から本格実施〔平成29年４月改正〕〕

建設工事関連業務委託の発注見通しについては、発注に対する公表割合が低調であったため、更なる公表件数の拡大を目的とし、平成 28 年４月に次のとおり改善を行った。

①1,000 万以上から 500 万以上に対象範囲を拡大
②未定の公表項目がある案件についても原則公表対象とする公表対象外案件の見直し
③８月公表を追加し、年４回から年５回に公表回数を増加

さらに、平成 29 年４月からは、公表に関する実施要領を改正し、公表を本格実施とした。

これらの制度改善により、施工時期等の平準化に向けた計画的な発注の促進が期待できる。

４　建設工事関連役務に関する改正内容

除排雪、道路･河川等維持修繕、土木施設機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採、森林整備の各役務への最低制限価格制度の適用

〔平成 28 年４月改正〕

一般業務委託として整理され、低入札対策の対象外とされている当該業務について、過度な低価格入札を抑制するため、最低制限価格制度を適用した。

表－２　平成 28 年度設定数　※県土整備部のみ

	件数
最低制限価格設定数	445
失格発生案件数	26

なお、平成 28 年度の落札率は、95.9%と、前年度と比べ 1.7 ポイント増となった。

５ 入札･契約制度改善の経緯

※数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部
（平成21年度以前は土木部）関係のみ。

		～平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
法 令 等				H13.04 入札契約適正化法施行	H15.01 官製談合防止法施行			H17.04 品確法施行、H18.01 改正独禁法施行
談合事件			H13年１月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年９月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査	
改善推進組織					山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）			
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札	Ｈ７年度ＷＴＯ案件に導入。10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする。		１億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（４千万円以上についても実施可能）	４千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（１千万円以上についても実施可能）			
	地域要件、格付け等				県内全域からの応札を３億円以上から１億円以上に拡大	主観点数に工事成績評価等技術力のウェイト引き上げ	ＪＶ対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	入札条件に工事成績や技術者の施工実績を設定
	指名競争入札		意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定		業務委託の指名選定基準の制定	
透明性の確保	監視機能	入札監視委員会の設置（契約金額２千万円以上・発注予定１億円以上の建設工事）					測量、設計等業務委託（契約金額500万円以上）を審査事項に追加	
	予定価格	H11年５月から250万円超工事について事後公表		250万円超の建設工事全てについて事前公表				
	積算内訳書	閲覧による積算内訳の事後公表の実施		入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表			内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化	
	契約情報等公開	H10年９月経営事項審査結果公表		発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表		測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）	
	電子入札等					H15年11月試行		
品質の確保	低入札価格調査制度	Ｈ９年ＷＴＯ案件に導入 Ｈ１１公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	２億円を超える建設工事を対象とする	設計金額４千万円以上の建設工事に導入	設計金額４千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始	失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年１月～）	
	低入札対象工事件数			410	307	299	276	208
	低入札調査件数			26	26	26	40	20
	発生率			6.3%	8.5%	8.7%	14.5%	9.6%
	多様な入札･契約方式	入札時ＶＥ方式試行	契約後ＶＥ方式試行			ＰＦＩ事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行	総合評価落札方式の試行	契約後ＶＥの実施、総合評価落札方式簡易Ｉ型実施（H18年１月～）
	工事成績評定					要領を改正し評価の厳格化		工事成績、技術者の施工実績を入札条件に設定
	評定平均点の推移					(土木･農林全体)→	73.8	74.6
不正の排除	指名停止措置機関							
	指名停止期間		談合、贈賄を定めている期間の２倍とする					
	損害賠償予約条項				契約約款に10%を設定（建設工事）	契約約款に10%を設定（委託業務）		
	コンプライアンス							
	元請下請関係			指導要領策定	元請下請調査88件	89件	97件	92件
	談合情報等対応		現場説明会廃止				マニュアルの統一化	
	談合情報の推移		1	4	2	5	7	1
県内の建設投資額(億円)		Ｈ８ピーク 9,601	8,062	7,086	5,976	5,355	4,918	4,816
建設業許可業者数(年度末)		(H11) 5,832	5,806	5,713	5,637	5,720	5,767	5,579
建設業倒産件数（暦年）		(H11) 35	43	42	52	48	48	37
建設工事落札率（指名）			96.0%	94.6%	94.6%	93.5%	93.2%	92.4%
建設工事落札率（一般）			－	92.9%	92.7%	92.9%	91.2%	90.5%
建設工事落札率（ 計 ）			96.0%	93.6%	93.0%	93.0%	91.4%	90.6%

５ 入札･契約制度改善の経緯

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法 令 等		H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本条例施行				
談合事件		H18年４月市民オンブズマンが鋼橋上部工事の談合について損害賠償請求を怠っていると県を提訴	H19年３月置賜管内測量等談合に係る損害賠償請求の訴えを提起					
改善推進組織			H19年10月山形県公共調達改善委員会設置（外部委員組織）	H20年12月山形県公共調達評議委員会設置（外部委員組織）				
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札		250万円超１千万未満の工事について４月から一部、H20年１月から原則全面実施。事務軽減のため事後審査方式導入					
	地域要件、格付け等		応札可能業者は原則20者以上を確保する。主観点数に企業の社会性評価を導入		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正	
	指名競争入札		指名業者数を拡大					
透明性の確保	監視機能		指名停止措置の再苦情処理、談合情報の審査（１億円以上）を追加					
	予定価格		事後公表の試行（H20年1～3月）	事後公表の試行（H20年10～H21年3月）	事後公表の試行（H21年6～）	事後公表の試行継続（H22年4月～）	事後公表の試行継続（H23年4月～）	事後公表の試行継続（H24年4月～）
	積算内訳書							
	契約情報等公開	個々の入札結果をホームページ上で公開（H19年3月～）						
	電子入札等	本格実施	質問・回答の電子化		電子閲覧の本格実施			
品質の確保	低入札価格調査制度		（業務委託設計金額700万円未満に最低制限価格制度試行導入）	建設工事・業務委託とも失格数値基準を導入（H20年6月30日～）、調査基準価格の引き上げ（H21年1月26日～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H21年6月1日～）	建設工事における現場代理人と配置技術者の兼務禁止、及び業務委託の入札で失格を繰り返す業者に対する、非指名措置制度を導入（H22.5.1～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H23年5月1日～）	・土木コンサルタント業務の調査基準価格および失格数値基準の引き上げ（H24年5月1日～） ・「非指名」措置等の検証と見直しの検討
	低入札対象工事件数	218	245	296	440	374	481	421
	低入札調査件数	19	23	21	37	50	10	3
	発生率	8.7%	9.4%	7.1%	8.4%	13.4%	2.1%	0.7%
	多様な入札･契約方式		総合評価落札方式簡易Ⅱ型実施	地域貢献活動を評価項目として設定可能に（簡易Ⅱ型）	簡易Ⅰ型とⅡ型は地域貢献活動の評価項目設定を必須に、標準型でも可能にして、本格実施	設計金額4000万円以上、原則全面実施。地域貢献活動の評価対象項目を拡大。（H22年４月）事後審査方式の試行（H22年７月）	・技術点に「品質等確実点」を導入 ・事後審査（簡易Ⅱ型）対象工事の範囲を拡大	・総合評価落札方式の建設工事における評価項目の拡充 ・土木コンサルタント業務の県土整備部における総合評価落札方式の試行 ・建設工事関連業務委託の県土整備部における県内業者優先指名競争入札の試行
	工事成績評定							
	評定平均点の推移	75.3	75.6	75.8	76.5	76.7	77.0	77.5
不正の排除	指名停止措置機関		県機関（病院、企業局）の一本化					
	指名停止期間		贈賄、独禁法違反行為、入札妨害及び談合について期間延長					
	損害賠償予約条項		違約金特約条項改正（20%）					
	コンプライアンス	内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施行(H20年１月～)		公共調達スキルアッププログラムの施行			・建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供等要求等対応要領の整備
	元請下請関係	82件	80件	80件	80件	80件	80件	80件
	談合情報等対応							
	談合情報の推移	8	2	4	0	4	3	3
県内の建設投資額(億円)		4,928	4,220	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576
建設業許可業者数(年度末)		5,408	5,184	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720
建設業倒産件数（暦年）		57	53	49	36	26	16	17
建設工事落札率（指名）		92.5%	90.2%	90.8%	98.4%	96.9%	94.9%	97.9%
建設工事落札率（一般）		88.2%	86.7%	88.7%	91.3%	90.4%	92.5%	94.5%
建設工事落札率（ 計 ）		88.5%	86.8%	88.7%	91.4%	90.4%	92.5%	94.5%

５ 入札･契約制度改善の経緯

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法 令 等			H26.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法施行	発注関係事務の運用に関する指針	
談合事件					
改善推進組織					
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札				
	地域要件、格付け等				
	指名競争入札				
透明性の確保	監視機能				
	予定価格	事後公表の試行継続（H25年4月～）	事後公表の試行継続（H26年4月～）	原則事後公表の暫定実施（H27年7月～）	
	積算内訳書				
	契約情報等公開			業務委託の発注見通しの公表を試行（H27年4月～）	業務委託の発注通しの公表の試行の改正（H28年4月～）
	電子入札等				
品質の確保	低入札価格調査制度	業務委託における失格を繰り返す者に対する「非指名」措置の改正・強化（H25年4月～）	業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ（H26年5月～）	業務委託における低入札価格調査対象設計金額及び最低制限価格対象設計金額の引上げ（H27年10月～県土整備部試行）	・建設工事及び建設工事関連業務委託の調査基準価格引上げ（H28年4月～・H28年7月～） ・建設工事関連役務への最低制限価格制度の適用（H28年4月～）
	低入札対象工事件数	435	386	322	362
	低入札調査件数	4	7	1	7
	発生率	0.9%	1.8%	0.3%	1.9%
	多様な入札･契約方式	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の延長 ・土木コンサルタント業務における総合評価の試行基準（価格点）の一部改正（H25年5月）	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象機関の拡大（H26周知、H27～） ・県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し ・土木コンサルタント業務における総合評価の対象設計金額の変更、価格点の評価方法の追加、事後審査方式の導入	・若手技術者育成モデル工事の試行（H27年7月～） ・予定価格の見積り活用方式の試行（H27年5月～） ・業務委託の総合評価の試行対象業務を拡大（H27年7月～）	・総合評価落札方式における地域貢献度の見直し、工事成績評定にかかる評価対象範囲の見直し（H28年7月～） ・業務委託における総合評価落札方式の本格実施（H28年7月～） ・余裕期間制度の試行（H28年11月～県土整備部試行）
	工事成績評定				
	評定平均点の推移	78.1	78.9	79.4	80.2
不正の排除	指名停止措置機関				
	指名停止期間	不当な情報提供要求があったと認められた場合、指名停止とする。			
	損害賠償予約条項				
	コンプライアンス	不当な情報要求対応要領制定（H25年4月～）			
	元請下請関係	80件	60件	55件	50件
	談合情報等対応				
	談合情報の推移	1	2	1	1
県内の建設投資額(億円)		4,637	4,479	4,384	4,675
建設業許可業者数(年度末)		4,728	4,755	4,747	4,702
建設業倒産件数（暦年）		12	12	10	9
建設工事落札率（指名）		98.5%	98.9%	94.5%	95.9%
建設工事落札率（一般）		95.4%	95.8%	94.6%	96.0%
建設工事落札率（ 計 ）		95.4%	95.8%	94.6%	96.0%

第２部　物品及び役務等の調達関係

第１章　物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

１　物品関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が 160 万円を超える物品については、原則として一般競争入札（条件付）により調達している。

なお、予定価格 160 万円以下の物品については、随意契約による調達を行っており、本庁及び総合支庁は山形県物品電子調達システムによる見積合せにより、当該システムが導入されていないその他の公所は文書による見積合せにより調達している。

（２）平成 28 年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が 160 万円を超える物品について、調達方法の種類別でみると、件数で競争入札による調達が 47.4%、随意契約による調達が 52.6%となっている。また、前年度と比較すると、各調達方法で件数が減少している。これは、「競争入札によるもの」として、平成 28 年度における施設開設等に伴う調達件数が減少したことや、「随意契約によるもの」として、この件数の大半を占める各県立病院における医薬品の調達件数が減少したことによるものである。（表－１）

なお、「随意契約によるもの（１者）」については、医薬品のほか、特定の物品の国内唯一の販売店等からの購入や製造業者からの直接購入によるもの等となっている。

表－１　予定価格 160 万円超の物品調達件数の年度別推移

（単位：件、%）

調達方法＼年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		増減(28−27)
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの		205	31.2	318	40.9	303	47.4	▲15
随意契約によるもの	複数者	387	58.8	348	44.7	304	47.6	▲44
	１　者	66	10.0	112	14.4	32	5.0	▲80
	小　計	453	68.8	460	59.1	336	52.6	▲124
合　　計		658	100.0	778	100.0	639	100.0	▲139

２　印刷物関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が 250 万円を超える印刷物については、原則として一般競争入札（条件付）により調達している。

なお、予定価格 250 万円以下の印刷物については、随意契約による調達を行っており、物品と同様に、本庁及び総合支庁は山形県物品電子調達システムによる見積合せにより、当該システムが導入されていないその他の公所は文書による見積合せにより調達している。

（２）平成 28 年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が 250 万円を超える印刷物の製造請負について、調達方法の種類別でみると、件数で競争入札による調達が 70.6%、随意契約による調達が 29.4%となっている。**（表－２）**

なお、「随意契約によるもの（１者）」は、試験問題等の印刷、原版所有、障がい者就労施設との契約となっている。

表－２　予定価格 250 万円超の印刷物製造請負件数の年度別推移

（単位：件、%）

調達方法＼年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		増減(28-27)
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの		10	55.5	12	75.0	12	70.6	0
随意契約によるもの	複数者	1	5.6	0	0	0	0	0
	１　者	7	38.9	4	25.0	5	29.4	1
	小　計	8	44.5	4	25.0	5	29.4	1
合　　計		18	100.0	16	100.0	17	100.0	1

（３）最低制限価格等の設定

契約の適正な履行を確保するため、平成 22 年度から、会計局会計課が発注する予定価格が 50 万円を超えるもの（ＷＴＯ案件を除く。）を対象に最低制限価格等を設定し、平成 24 年度からは設定対象金額を 30 万円以上に引き下げている。

平成 28 年度の設定件数は 80 件、うち失格件数は 16 件となっている。**（表－３）**

表－３　印刷物の最低制限価格等設定状況

（単位：件）

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	設定件数	うち失格	設定件数	うち失格	設定件数	うち失格
総価契約	48	11	66	25	65	16
単価契約	13	2	16	0	15	0
合　　計	61	13	82	25	80	16

※設定対象金額は、予定価格 30 万円以上（ただし、ＷＴＯ案件は除く）

３　業務委託関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が 100 万円を超える業務委託については、原則として競争入札（一般競争入札又は指名競争入札）としているが、「建物等の保守・管理・運営」及び「廃棄物処理」のうち 12 業務については、平成 20 年度から、原則として一般競争入札（条件付）により調達している。**（表－７）**

なお、予定価格 100 万円以下の業務委託については、主に随意契約で行っている。

（２）平成 28 年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が 100 万円を超える業務委託は、調達方法の種類別でみると、件数で「競争入札によるもの」が 30.0%、「随意契約によるもの」が 70.0%となっている。前年度と比較すると、総件数と「競争入札によるもの」の件数がやや減少しており、「随意契約によるもの」の件数は微減となっている。これは、長期継続契約に係る契約更新案件の減や雇用創出基金事業の終了に伴う減などによるものである。**（表－４）**

なお、随意契約（１者）の理由としては、品質確保のため設置・施工・開発業者への委託（設備等の運行・点検・修理、情報通信・コンピュータ関連のシステム運用保守など）や企画競争によって相手方を選ぶプロポーザル方式において選定した者への委託（企画・製作など）等によるものである。**（表－５）**

表－４　予定価格 100 万円超の業務委託件数の年度別推移

（単位：件、%）

年度 / 調達方法	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		増減(28−27)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	234	32.0	285	33.6	241	30.0	▲44
随意契約によるもの	497	68.0	564	66.4	563	70.0	▲1
合　　計	731	100.0	849	100.0	804	100.0	▲45

表－５　業務委託の分類別の件数

（平成 28 年４月～平成 29 年３月、単位：件、%）

調達方法 / 大分類		合計	競争入札による契約			随意契約による契約
			小計	うち一般競争入札	うち指名競争入札	
1 建物等の保守・ 管理・運営		79	57	55	2	22
2 廃棄物処理		21	18	16	2	3
3 設備等の運行・点検・修理		74	27	17	10	47
4 調査・研究		56	32	11	21	24
5 情報通信・コンピュータ関連		123	39	31	8	84
6 企画・製作		55	8	8	0	47
7 運送・旅行		21	7	3	4	14
8 その他		375	53	26	27	322
合　計		804	241	167	74	563
構成比		100.0	30.0	20.8	9.2	70.0
参考	平成 27 年度	849	285	190	95	564
	平成 26 年度	731	234	154	80	497

（３）低入札価格調査制度の運用

過度な低価格入札による品質の悪化を防ぐため、平成 22 年度から、１件の設計金額が 700 万円以上の役務の調達に係る低入札価格調査制度の適用を、それまでの「建物清掃」、「警備」、「システムの設計・開発」の３業務から 13 業務に拡大している。**（表－７）**

平成 28 年度における１件の設計金額が 700 万円以上の制度対象件数は 22 件、うち調査の対象件数は１件となっているが、失格者は生じていない。**（表－６）**

表－６　業務委託の低入札価格調査制度運用状況

（単位：件）

平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
制度対象			制度対象			制度対象		
	うち調査対象			うち調査対象			うち調査対象	
		うち失格			うち失格			うち失格
23	6	0	27	4	0	22	1	0

（参考）業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で８種目、小分類で 49 種目に区分整理している。

表－7　業務委託の分類

大分類		小分類		一般競争入札（条件付）対象業務	低入札価格調査制度対象業務	
番号	種目	番号	種目	H20～	H16～	H22～
1	建物等の保守・管理・運営	1	建物清掃	○	○	○
		2	浄化槽・貯水槽の清掃・保守	○		○
		3	警備	○	○	○
		4	空調設備保守	○		○
		5	自家用電気工作物保守	○		○
		6	電気設備保守			
		7	通信施設設備保守			
		8	エレベーター・自動ドア保守			
		9	消防防災設備保守	○		○
		10	施設設備の管理	○		○
		11	受付・電話交換業務	○		○
		12	ねずみ昆虫駆除	○		○
		13	環境測定	○		○
2	廃棄物処理	1	廃棄物収集・運搬・処分	○		○
		2	その他	○		○
3	設備等の運行・点検・修理	1	自動車・船舶・航空機等			
		2	機械・機器・金属製品			
		3	設備（庁舎等以外）			
		4	楽器、音響、照明等			
4	調査・研究	1	調査・分析			
		2	研究			
		3	検査・測定			
5	情報通信・コンピュータ関連	1	システムの設計・開発		○	○
		2	システムの運用保守			
		3	データ処理			
		4	データ・情報提供			
		5	データのオペレーション			
		6	コンピュータの保守管理			
		7	その他			
6	企画・製作	1	物品・看板			
		2	映画・ビデオ			
		3	写真・製図			
		4	広告・広報			
		5	イベント等の企画・運営			
		6	デザイン企画			
		7	ホームページ作成			
7	運送・旅行	1	旅客運送			
		2	貨物運送			
		3	旅行			
8	その他	1	クリーニング			
		2	医事			
		3	検体検査			
		4	給食			
		5	環境保護			
		6	施設の管理運営業務			
		7	研修・講習・訓練等の実施			
		8	保険			
		9	監査・コンサルティング			
		10	その他			
8 種目		49 種目		12 業務	3 業務	13 業務

第２章　地元調達運動の取組み

平成 21 年 12 月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを平成 22 年度から実施している。

主な取組み内容としては、予定価格 10 万円以下の物品購入、250 万円以下の印刷物の製造請負及び 100 万円以下の業務委託については、地元調達率 95%以上を数値目標として、地元企業への発注に努めている。

なお、平成 26 年度から、物品購入の対象金額を５万円未満から 10 万円以下に、印刷物製造請負の対象金額を 50 万円以下から 250 万円以下に引き上げている。

平成 28 年度については、引き続き地元調達率 95%以上を数値目標として取組みを実施し、地元調達率は、件数で、物品購入において 95.5%、印刷物の製造請負において 99.9%、業務委託において 98.9%となっており、いずれも目標を達成している。（**表－８**）

表－８　地元調達の実施状況

区　分	対象金額（予定価格）	実施機関	地元調達率		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
物　　品	10 万円以下	全所属	95.9%	95.9%	95.5%
印 刷 物	250 万円以下	全所属	99.8%	99.7%	99.9%
業務委託	100 万円以下	全所属	98.6%	99.4%	98.9%

※１　県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。
※２　調査対象期間は、各年度４月～12 月。

平成 29 年度の取組みとして、引き続き地元調達率 95%以上を数値目標とするとともに、評価・検証を行いながら、各所属とも地元調達率 100%達成に向けて、所属長及び職員一人ひとりが地元企業の受注機会の拡大の取組みと県産品愛用運動を推進する。

具体的には、予算主管課においては、公所で調達できると考えられるものについて、予算配当替えを行うことにより公所での地元調達に配慮するとともに、発注担当課においては、物品等の納入について、できる限り十分な納入期間を設定することにより地元企業の見積合せへの参入の機会を確保するよう努めていく。

第３部　山形県公共調達評議委員会の開催

平成２８年度山形県公共調達評議委員会審議事項の概要

１ 開催日時：平成29年２月１４日（火）14:30～16:00
２ 会　　場：村山総合支庁本庁舎　講堂
３ 出 席 者：委　員　　五十嵐委員、楠委員、澁谷委員、遠藤委員、新井野委員
今井委員、髙橋委員
県・事務局　上坂県土整備部長、青柳会計管理者など19名
４ 議　　事：(1) 平成２８年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について
(2) 平成２９年度における主な入札契約制度改善の取組みについて
(3) 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて
(4) 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて
(5) その他
５ 審議経過

(1) 平成２８年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について

委員　：　平成27年8月4日開催の公共調達評議委員会において、「県内業者優先指名競争入札の試行」についての平成26年度における報告があったが、その後の経過や検証結果を教えて欲しい。

県　：　平成27年度は6件を実施し、その落札状況は、県内業者落札が2件、県外業者落札が4件となっております。平成28年度は12月末現在、3件が実施済みであり、1件が実施中の計4件です。うち、県内業者落札が2件、県外業者落札が1件となっています。

県内業者優先指名競争入札は、指名業者の選定にあたり、一定の要件を満たす県内・県外業者が混在する場合、優先的に県内業者を指名した後、技術力や実績を考慮して県外業者を選定するという方式です。平成27年度に比べ実施件数がやや減少しておりますが、対象となる要件を満たす業務の発注が減少したことによるものです。

委員　：　これまでの検証結果に基づき、県内業者優先指名の妥当性について、どの様に考えているか。

県　：　対象とした入札の約半数が県内業者の落札となっており、一定の効果があると考えています。ただし、最近の入札傾向として調査基準価格付近での入札が増えている印象であり、技術力の優劣よりも積算能力に左右されてしまうような面も見られま

す。その対策として、総合評価落札方式の更なる推進を図っているところであり、今後も有効な入札方法を検討していきたいと考えております。

委員　：　設計労務単価が本年３月１日から改正となり、山形県についても相当のアップが見られた。宮城県との差は、12 種平均で、昨年は 3,217 円あったが、新単価では 2,750 円と縮まった。

ただ、残念ながら東北６県をみると宮城県が１番で、山形県は６番目、最下位である。今後、東北６県と肩を並べるよう、県にお願いしたい。

国においては、同一労働同一賃金の施策を行っているが、正規、非正規だけの問題ではないと思う。同一労働同一賃金の考えの下、設計労務単価が全国統一となれば、格差是正につながるものと考えている。

低入札価格調査基準については、7 月に国を上回る基準に引き上げられ、落札率も上昇したとの説明だったが、統計をとってみると県で示している約 92％という基準より低い、平均で90％くらいの基準に設定されているように思う。

業種間の格差もかなりある。設備、機械関係は93％を超えているが、一般土木はこれに比べかなり低い。どのような原因があるのか、実質92％まで上がるよう、お願いしたい。

県　：　設計労務単価につきましては、特に宮城県との格差が大きいと、技術者が宮城県へ流出してしまうこともあり、今年度も知事から国土交通省に要望を行ったところです。来年度も引き続き要望を行いたいと考えています。

低入札価格調査基準については、標準工事での算定をしていますので、工事によるばらつきは当然出るものと考えています。

本年7月に引き上げを行ったところであり、今後も推移を見ながら検討していきたいと考えています。

(2) 平成２９年度における主な入札契約制度改善の取組みについて

委員　：　ICT 活用工事について、先に評価点を加点するのはどんな理由か。実施結果を見て評価点を加点するのならわかるが、点数のために ICT 活用を強制するよう受け取られるのではないか。

問題点にあるように、業者は初期投資について一番不安に思っている。国土交通省発注工事を県内7現場で試行的に行っているが、あらゆる問題が出ている。一番の問題は費用面。機械の

リース単価にしても積算単価の４～５倍かかっている。今後、設計変更でどの程度再積算されるのか。国土交通省とも意見交換をしているが、そういった問題を解決して、その後加点とするべきではないか

県　：　ICT 活用工事とは、ドローン等による三次元測量、その三次元測量データを使った設計・施工計画の作成、また、熟練工でなくとも仕事が可能となるよう、ICT による半自動化等を可能としたバックホーやローダー等の ICT 建設機械の活用、さらに検査の段階においては、トータルステーションや GPS の利用等による出来形の確認などを行っていくものです。

今回、試行導入しようとしているのは、これら ICT の活用の効果が期待できる工事を発注者が選定のうえ総合評価落札方式で発注し、ICT を活用した技術提案があった場合に１点を加点するものです。

建設業界においては、他の業種と比べ高齢化が進んでおり、近い将来大幅な人手不足が生じてくるものと思われます。

一方、建設産業は他の産業に比べ、合理化が遅れている、生産性が低いといった状況が長く続いているということがあり、国策として建設工事への ICT 技術の導入による効率化を図っているところです。

委員から御指摘ありましたコスト面の問題ですが、近い将来、高齢化社会の中で建設産業が衰退すると、社会のインフラが維持出来なくなる恐れがあり、この段階で多少高コストになったとしても ICT 導入による効率化を実現し、生産性を高めていかなければならないという考えによるものです。

県におきましても、このような国の政策に沿った対応を行いたいと考えております。

ただし、急速な導入のあまり諸問題が解決されていないのではないかという御指摘につきましては、国交省でも課題解決に向けて対応を進めているところであり、県としましても導入にあたり十分検討していきたいと考えております。

なお、今回の提案につきましては、ICT活用を必須としているものではなく、ICT活用を行わず、従来どおりの工法でも入札に参加することが出来る、いわゆる手上げ方式によるものです。応札者の自由度も確保されているということで、御理解をいただきたいと考えております。

委員　：　一番不安な点は、かかった費用を設計変更でみてくれるのかということ。そこを説明していただきたい。

県　：　費用については、初期導入費として１工事あたり 60 万円ほど、また、データの３D 化に関する費用、ドローンの測量に関する費用等は見積りにより 100％設計変更時の積算に反映されるものと考えています。

機械のリース料について、先ほど 4～5 倍というお話がありましたが、私どもの調査では約 2～3 倍と想定しているところです。

なお、積算については、国が示している積算方法により、例えば１日あたりの ICT 建設機械管理料が積算されることとなります。

国土交通省の工事においても、工事費用面までの検証はまだなされていないことは委員ご指摘のとおりですので、今後の国の動向にも注視しながら対応していきます。

委員　：　よろしくお願いします。国土交通省とも意見交換を行ったが、ソフト面についてわからない点がかなり多い。相当費用が増すのではないかとの危惧がある。

委員　：　山形駅西口の文化施設が 2 回不調になった。不調については現在どんな状況か。また、他県の状況はどうか。都市部においては一般競争入札では入札してくれないとのことから指名競争入札に戻すような流れもあると聞いている。

仕事が足りなくて企業が飛びついてくるような時代から、人手不足でなかなか受注出来ない時代に入ってきている。現在は少ないのかもしれないが、これからが心配される事でもあり、どのような改善策を盛り込んでいくのかを考えなければならないのではないか。

県　：　不調と不落について、不調は入札参加者が誰もいない状態、不落は全ての参加者の応札価格が最低制限価格を下回ったり、予定価格を上回ったりして落札者がいない状態をいいます。

昨年は、不調・不落の率が 10.2％となり、26 年度の 8.3％を若干上回りました。今年度は 12 月末現在で 9.1％です。

ただし、不調の件数は減少し、むしろ不落の件数が増えております。これは県土整備部において、予定価格を原則事後公表とした影響と考えています。

他県の状況についてですが、東日本大震災による人手不足の

影響で不調・不落が急激にクローズアップされました。

被災３県においては20%近い不調・不落率となっておりましたが、復興工事も一段落したことで、徐々に改善していると聞いております。

一般的な不調の原因ですが、不調の場合、参加者からの聞き取りが出来ないため、不調となった工事の分析によると、例えば橋梁補修や山間地等の条件不利地における工事で不調が多いと把握しています。

また、特殊工法等で手間がかかるようなものも敬遠しがちなのではないかと思います。

県といたしましては、発注ロットの大型化や工法の見直し等により不調を回避したいと考えております。

委員　：　なかなか原因もつかみにくいと思うが、地方都市の人口減時代を迎え、とりわけ山形県にとっては宮城県との労務単価の格差の影響は非常に大きいと思う。

特に若者は単価の高い宮城県で働きたいという気持ちが生まれ、労働力不足につながるのではないか。その様な中で、公共工事を地元でしっかりと受注出来る体制をつくるため、格差解消が一番大きな課題だろう。産業技術短期大学校への土木エンジニアリング科開設も控えているが、育てた人材が全て県外へ流出するといったことにならないよう、根底にある問題をつかんで条件整備をしていただきたい。

不調となる原因が何か必ずあるはず。それをしっかり次の発注に生かしていかなければならない。

県　：　西口工事についてはホール建設ということもあり、特殊性が高く全国的にも不調となる例が見受けらます。

一般的な土木工事においては、なるべく施工時期が偏らないよう、繰越しや債務負担を活用しながら施工時期の平準化を図っております。

また、不調対策の一つとして、見積り活用方式による入札も試行しており、不調が予想される工事や、不調後の再公告の際等に見積りを徴取し、その単価を積算に反映するという取組みも行っております。今後も、委員のご意見のとおり、不調の原因について分析をしながら対策を検討していきます。

委員　：　入札参加者地域要件の変更について、応札可能な業者が 20 者以上になるように金額の範囲を広げたということだが、設計

金額 3,000 万円以上 8,000 万円未満から、設計金額 3,000 万円以上 5 億円未満に上限が跳ね上がっている。

範囲を広げると、県内でも競争が激化してより地元に近い零細な企業が不利になるのではないのか。

県　：　これまでは 8,000 万円を超えると県内全域の受注者を対象とする要件だったが、今回の提案については、設計金額 3,000 万円以上 5 億円未満については、総合支庁管内の受注者だけを対象に出来るということから、競争が激化するというより、逆により身近な地元の業者さんが落札しやすいような改善となります。

ただし、総合支庁管内であっても 20 者以上が参加できることが大原則ですので、案件によっては対象を県内全域に広げることとなります。

委員長　：　要するに、5 億円まで引き上げたことで、対象とする地域が狭まっているということですね。

県　：　そうです。

委員　：　入札参加者地域要件の変更について、「道路や河川の維持管理、除排雪作業等を担う地域業者の保護・育成が期待できる。」とあるが、どういう意図か。

県　：　一律に県内全域ではなく、総合支庁管内を要件にすることで、地元で除排雪等を行っていただいている業者さんが落札しやすくなることを期待しているということです。

委員　：　上限を 5 億円としているが、県発注の 5 億円近い仕事はあるのか。

県　：　数は多くないと思います。

委員　：　範囲が狭くなり、例えば村山総合支庁管内から置賜総合支庁管内の入札には参加できないということになりますね。

県　：　応札可能な受注者が 20 者いればそうなります。ただし、工事の種類や発注者の考え方によって、県内全域に広げなければ応札できる受注者がいない場合等もあり、必ずしも 5 億円未満の工事は全て総合支庁管内を要件としてやりなさいという意図ではありせん。あくまでも 20 者以上の応札可能業者がいなければ要件を広げなさいというのが原則です。

委員　：　県ではあくまでも 20 者ルールを原則とするということか。

県　：　特殊な工事もありますので、20 者ルールが原則となります。

委員　：　国では 1 社でも入札可能な工事も始まっているが。

県　：　あくまで競争原理が働かなければならないとの考えであり、対象業者が１者のみであれば随意契約を選択することになります。

委員　：　いろいろと問題もあり、建設業界としてもこの提案については異論が出てくると考えている。

県　：　現状では、この設計金額の範囲で総合支庁管内以外の受注者が落札しているケースは年間数件程度です。

これまでですと、8 千万円以上は必ず県内全域対象ということが規定として決まっていたが、これからは、5 億円未満まで総合支庁管内を要件とすることが出来る。ただし、20 者がいなければ当然県内全域に広げなければならないということです。

委員長　：　総合支庁管内を要件に出来るということで、しなければならないとういことではないということですね。

県　：　そうです。

委員　：　業務委託における総合評価落札方式について、実施件数が 6 件でしたが、来年度は 20～30 件と、5 倍くらいに増える見込みである。その中で、品質等確実点の導入が提案されているが、低入札価格を下回れば失格となるような配点なのか。

県　：　その可能性が高いと思います。

委員　：　来年度総合評価で発注される案件は、標準型と簡易型の割合はどうなる見込みか。また、「企業の技術力」という評価項目があるが、現在は各業種 5 部門全ての平均点となっている。実際発注する場合は、補償コンサルや土木コンサルなど各業種ごとの発注となっており、発注する業種についての平均点を評価してもらえないか。業種による点数の偏りが大きいことから、評価方法の検討をお願いしたい。

県　：　標準型と簡易型の割合ですが、これまでの実績を見ましても標準型については年間 1～2 件、ほぼ 9 割が簡易型という事で、件数は増加するが簡易型が主体となる傾向については変らないだろうと予測しています。

「企業の技術力」の項目については、委員のご意見を参考に来年度以降検討していきたいと考えております。

(3)　「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて

(4)　「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の

取組みについて

委員　：　印刷物製造請負契約における最低制限価格制度の最低制限価格についてはどう運用されているのか。

県　：　県では、印刷物の最低制限価格の設定率は、60％に別に定める割合を加えた率を設定率としていますが、この別に定める割合については公表を行っておりません。業界団体では、前年度の予定価格や最低賃金、物価上昇等を考慮して見積りしているようです。

委員　：　工事の低入札価格調査基準などは、90％を超えているが、ある程度の基準でなければ最低制限価格としての意味をなさないのではないかと懸念するがどうか。

県　：　発注案件によっては、かなり厳しい競争になるものもありますが、現在の設定率でも、まずまず適正な範囲におさまっているという印象です。幸い、資料３でお示ししたとおり、２５０万円以下の印刷物においては、ほぼ 100％が地元企業の受注となっており、また落札価格も適正な範囲であると考えているところです。

なお、印刷物における他県の最低制限価格の設定状況の把握もしておりますので、それを踏まえ、設定率など今後さらに検討して行きたいと考えております。

委員　：　資料３において、（１）地元調達率が 95％という目標を達成しているという説明があったが、平成 26～28 年実績を見比べると、平成 28 年は物品、業務委託においては若干下がっているように見受けられる。この原因は何か。また、対策はあるのか。

県　：　地元調達率については、100％に近い高比率となっており、その年ごとの、数件の県外業者落札の増減が率に反映、影響してしまうといった状況にあります。

95％以上での推移ですから、ほぼ、全て地元調達と言って良い状況にあると考えております。

委員長　：　それでは、提案のとおりご了承いただいたということで、取組みを進めていただきたいと思います。

(5) その他

なし

以上

資　料　編

１　山形県公共調達基本条例（平成 20 年 7 月 18 日山形県条例第 43 号）

（目的）

第１条　この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達　県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。

(2) 建設工事等　建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。

(3) 建設業者等　建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第３条　公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

２　公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。

３　公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。

４　公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。

５　公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第４条　県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

２　知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

３　県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（山形県公共調達評議委員会）
第５条　基本理念にのっとった公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。
３　委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。
４　知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）
第６条　委員会は、委員８人以内で組織する。

（委員）
第７条　委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。
２　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）
第８条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第９条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員長は、前項の会議の議長となる。
３　第１項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第10条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
７　前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第１項及び第２項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第３項及び第４項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

（庶務）
第 11 条　委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

（委任）
第 12 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条第２項の規定は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 19 日条例第７号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

平成28年度「山形県公共調達評議委員会」

日時：平成29年2月14日(火)14:30～
場所：村山総合支庁　本庁舎講堂

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

１）平成２８年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について・・資料１
２）平成２９年度における主な入札契約制度改善の取組みについて・・・・資料２
（以上、建設工事関連）
３）「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の
実施状況及び今後の取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料３
４）「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の
取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料４
（以上、物品・役務関連）
５）その他

４　　閉　　会

「山形県公共調達評議委員会」委員名簿

（任期：平成26年12月24日～平成29年12月23日）

平成29年2月14日現在

役職名	氏　　名	現　　職	備　考
委員長	五十嵐　幸　弘	弁護士	
委　員	楠　　茂　樹	上智大学法科大学院教授	
委　員	澁　谷　忠　昌	一般社団法人山形県建設産業団体連合会会長	
委　員	遠　藤　貞　昭	一般社団法人山形県測量設計業協会会長	
委　員	新井野　郁　子	建築士	
委　員	今　井　榮　喜	山形県議会議員	
委　員	髙　橋　恵　美	会社役員	

平成28年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について

資　料　1

取組み項目と実施時期	検証結果の概要	平成29年度以降の対応
建設工事 ①建設工事における低入札価格調査基準の引上げ 改正品確法の主旨をふまえ、平成28年4月から調査基準価格算定式における一般管理費の算定割合を50%から55%に引き上げた。また、7月からは現場管理費を90%から95%、一般管理費を55%から65%と、国土交通省基準を上回る水準に引き上げた。 【全庁実施】 H28年4月・7月	**・検証状況** 低入札価格調査基準の引き上げを行った結果、平成28年4月～6月の平均落札率は**95．2%**、同4月～12月の平均落札率は**95．7%**と上昇し、平成27年4月～12月における平均落札率**95．0%**を**0．7ポイント上回った**。 低入札の発生状況については、平成28年度12月末までに発生した11件全てが、7月～9月に発生しており、7月の引き上げの認識不足によるものと推測される。なお、11件中7件は低入札調査を経て、落札決定、契約に至っている。	低入札価格調査基準については、落札率の推移を引き続き注視しながら、適切な設定を行っていく。
②一次下請契約者からの社会保険未加入業者排除 県発注工事における一次下請業者から、社会保険未加入業者を排除し、違反した場合は罰則の対象とした。 【全庁実施】 H28年7月～	**・検証状況** 平成28年12月末までにおいて社会保険未加入である一次下請業者との契約により罰則の対象となった者は無し。本県の社会保険加入率は上昇を続けており、平成27年の公共事業労務費調査時においては、企業単位で**100%**、労働者単位で**86%**となっている。	本県の社会保険加入率は全国的にみても高い加入率となっているが、次の段階の対策として、今後、2次以降の下請への対応、法定福利費の確保状況の確認等について検討していく。
③余裕期間制度の試行 施工体制の効率化による生産性の向上を通じ、工事の品質の確保や、担い手の中長期的な確保に寄与するため、柔軟な工期設定を可能とする余裕期間制度【任意着手方式】の試行を開始した。 【県土試行】 H28年11月～	**・検証状況** 平成28年度第2次補正予算に対する建設工事のうち、**20件が対象となる予定**。その他工事についても発注の平準化と入札不調の防止を図るため、積極的に幅広く活用することとしている。 試行にあたっては、受発注者双方からの意見を集約したうえで、対象範囲や実施時期等について検討していく。	試行を継続 試行開始直後のため、今後の試行結果の意見を集約した上で制度に反映していく。
業務委託 ④建設工事関連業務委託における低入札価格調査基準の引上げ 更なるダンピング対策と品質確保のため、委託コンサル業務における低入札価格調査基準の引上げを行った。業種ごとに算定値の見直しを行い、試算値が予定価格の82%～86%となる、国を上回る県独自基準を設定した。 【全庁試行】 H28年4月～	**・検証状況** 低入札価格調査基準の引き上げを行った結果、平成28年4月～12月の平均落札率は**86．1%**と、平成27年4月～12月における平均落札率**82．6%**を**3．5ポイント上回った**。 低入札の発生状況については、平成28年度12月末までに13件発生しているが、平成27年度に改正した対象設計金額の引上げの影響もあり、発生率は年々減少している。	低入札価格調査基準については、国や近県等の状況を引き続き注視しながら、適切な設定を行っていく。
⑤業務委託に係る総合評価落札方式の本格実施 設計金額3,000万円以上の業務委託については、原則として総合評価落札方式を適用することとした。 【県土実施】 H28年7月～	**・検証状況** 平成28年度においては、総合評価落札方式による業務委託を6件実施しており、全て土木コンサル業務となっている。うち、7月改正後の3,000万円以上の**対象案件は1件**のみであり、総合評価落札方式を適用している。	業務委託のさらなる品質確保に向けて、総合評価落札方式実施件数の拡大に向けた検討を引き続き行っていく。
⑥発注見通しの公表を改善 委託業務の発注見通しについて、公表時期、公表回数、対象範囲等を改善し公表件数の増加を図った。 【全庁試行】 H28年4月～	**・検証状況** 改善により、各公表月における公表件数は、50件程度、公表率は**2割程度から4割程度にアップ**し、公表件数拡大に一定の効果が見られた。 また、電子閲覧システムの改修により、検索機能等、**工事と同レベルでの公表が可能**となった。 引き続き未公表案件についての原因調査等を行い、公表件数の増加に向けた改善を図っていく必要がある。	試行終了。 公表要領の改正等により、本施行に移行するが、公表件数の増加に向けた対策については検討継続とする。
その他 ⑦建設工事関連役務（除排雪、道路・河川等維持修繕、土木施設機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採、森林整備）に対する最低制限価格制度の適用 現在、一般業務委託として整理され、低入札対策の対象外とされている当該業務について、ダンピング入札の発生を防止するため、最低制限価格制度の対象とした。 【全庁実施】 H28年4月～	**・検証状況** 平成28年12月末までで対象となる210件に対し最低制限価格を設定。 このうち、8案件において、延べ13業者が最低制限価格を下回り失格となった。 （技術補助4件、道路修繕1件、機器等保守1件、除排雪等2件） なお、落札率についても、平成28年12月末において**97．0%**と平成27年12月末時点の**95．5%**を**1．5ポイント上回った**。	ダンピング対策として有効であることから継続実施していく。

平成29年度における主な入札契約制度改善の取組みについて

資　料　2

取組み項目と実施時期

建設工事

①ICT活用工事の試行導入

一定以上の設計金額、工事規模の案件の中から、 ICT（情報通信技術）の活用効果が見込まれるものを対象とし、ICT活用工事を試行する。ICTを活用した技術提案に対しては、総合評価落札制度における「企業の能力」として評価点を加点する。

【農林・営繕を除く】 H29年4月～

②若手技術者の育成モデル工事に係る試行内容の改善

若手技術者の育成を目的に、総合評価落札制度（簡易Ⅱ型）において試行中の若手技術者育成モデル工事については、「若手技術者評価型」のみ試行継続とする。

なお、試行対象工事のうちから数件を「週休２日制確保モデル工事」として選定し、週休2 日制確保に向けた受発注者の課題把握を行う。

【農林・営繕を除く】 H29年4月～

③入札参加者の地域要件の変更

総合支庁管内を地域要件とする範囲を「設計金額3千万円以上8千万円未満」から、「設計金額3千万円以上5億円未満」に引き上げる。

【全庁実施】 H29年4月～

業務委託

④業務委託における総合評価落札方式への品質等確実点の導入

業務委託における総合評価落札方式においても、建設工事と同様に品質等確実点を導入する。

【品質等確実点】品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を担保することを目的に、調査基準価格を下回らない場合において付与される点数

【県土実施】 H29年7月～

⑤業務委託における総合評価落札方式の推進

本方式により期待される効果をより効果的かつ持続的なものとするため、実施件数の拡大を図る。

【県土実施】 H29年7月～

共通

⑥建設工事及び工事関連委託の発注見通しの改善

実施要領を改正し、委託の公表を本格実施とする。併せて、工事の公表回数を委託と同じ年5回に拡大する。

【全庁実施】 H29年4月～

取組み項目の現状

・ICT技術の導入には、初期投資費用や技術者の育成等の課題が山積しており、企業にとって**ICTを導入しやすい環境を整備**していく必要がある。

【ICT技術の活用例】
①ドローン等による3次元測量
②3次元測量データによる設計・施行計画
③ICT建設機械による施行
④検査の省力化

・①「若手技術者評価型」では、**一定のニーズと効果が見られる**が、②「専任補助者評価型」では、技術者の不足により、専任補助者を配置する余裕がないことなどから、**本型式での落札はなく**、活用する入札参加者もごく僅かである。

また、平成28年度より、**現場代理人としての工事成績も評価の対象**となり、専任補助者を配置する入札上のメリットが少なくなっている。

・応札可能な業者が20者以上になるよう、地域要件を拡大すること**(20者ルール)を原則**としながら、各総合支庁管内における地域状況や工事の種類等を**総合的に判断し弾力的に取扱う**こととしている。

・業務委託における低入札発生率は、**建設工事と比べ高い**状況にある。これは、現行の算定方法では、調査基準価格を下回る入札を行った場合においても、評価点への影響が少ないことが要因のひとつと考えられる。また低入札調査が必要になった場合、資料作成及び審査等における、**受発注者双方の事務の煩雑化及び肥大化**による負担が増し、建設産業の生産性向上の支障となっている。

・原則実施としている設計金額**3千万円以上の業務については発注件数が少なく**、対象業務である設計金額**1千万円以上の業務においても実施件数が少ない**状況であり、期待されている効果が薄い。

・**建設工事については年4回**（4、6、10、1月）公表を実施しているが、**委託は公表件数拡大への取組として年5回**（4、6、8、10、1月）の公表を試行中である。また、電子閲覧システムの改修により、検索機能等、**工事と同レベルでの公表が可能**となった。

改善案

◎試行対象工事は設計金額**3,000万円以上**かつ土工量**5,000㎥以上**を目安とし、発注者が選定する。
◎ICTの活用については、総合評価において次のとおり評価する。
・ICTの全面的な活用に対し、企業の能力として1点を加点
・CIM（3次元モデル）の作成・活用及び、情報化技術推進要領に定める技術を活用した場合に、企業の能力として0．5点を加点
◆建設産業の生産性が向上し、インフラ施設の適正な整備及び維持管理が期待できる。

◎平成29年度の実施件数は**28件程度（4件×7公所）**を予定する。
◎試行結果を分析し、本方式に適した工事（工種、金額等）を選定、本格実施に向けた検討を行っていく。併せて、**「週休2日制確保モデル工事」**においては、建設現場における『週休２日制』が確保でき、入職しやすい環境づくりに向けて、現場における現状の課題や問題点の把握を行っていく。
◆建設業における担い手確保・育成の更なる強化が期待できる。

◎山形県事務代決及び専決事務に関する規程により、各総合支庁長限りで専決することが出来ると定められている設計金額5億円未満まで、対象金額を引き上げる。

現　行	改　正　後	
設 計 金 額	設 計 金 額	地 域 の 範 囲
８千万円以上	５億円以上	県内全域
３千万円以上８千万円未満	３千万円以上５億円未満	総合支庁管内
１千万円以上３千万円未満	１千万円以上３千万円未満	総合支庁本庁舎又は同分庁舎管内
１千万円未満	１千万円未満	総合支庁本庁舎又は同分庁舎管内の複数市町村の区域内

◆道路や河川の維持管理、除排雪作業等を担う地域業者の保護・育成が期待できる。

◎点数配分は工事に合わせ、**標準型では18点、簡易型では7点**とする。
○ 標準型 【工事】最大点（139点） 品質等確実点(15点)→ 割合 ≒ 10．8%
【業務】最大点（150点）→ 品質等確実点 ≒ 18点
○ 簡易型 【工事】最大点(122点) 品質等確実点(8点) → 割合 ≒ 6．6%
【業務】最大点（100点）→ 品質等確実点 ≒ 7点
◆低入札発生率を改善し、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」の担保、「適正な利潤の確保」及び「事務の簡素化」が期待できる。

◎設計金額１千万円以上の業務（県土整備部所管土木工事関連業務）を対象としているが、このうち、「設計金額3千万円以上の業務」に加え、**「設計金額1千万円以上3千万円未満の業務の約2割」を原則実施**とする。年間約20～30件程度で実施される見込み。
◆企業及び技術者の業務成績が評価される機会が増え、履行過程及び成果品等の品質向上が期待できる。

◎実施要領を改正し、**委託の公表を本格実施**とする。併せて、工事の公表について**8月公表を追加**し、委託と同じ**年5回に拡大**する。
◆施工時期等の平準化に向けた計画的な発注の促進が期待できる。

資料３

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて

物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針

（平成21年12月決定、平成26年3月一部改正）

1　趣旨

・昨今の厳しい県内の経済状況を踏まえ、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業からの調達に配慮していく必要がある。

・県が行う物品等の調達について、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注機会の拡大に配慮した取組みを、県を挙げて実施するものとする。

2　具体的施策

法令で定められた契約制度の運用の中で、地元企業の受注機会の拡大を進めるとともに、適正価格による品質の確保を図るため、最低制限価格の設定等を行う。

(1)物品

・１件当たりの予定価格が１０万円以下の物品の購入については、地元企業への発注に努めるものとする。

・県内で生産されている県産品の調達に留意し、「県産品愛用運動」の推進に努めるものとする。

(2)印刷物

・１件当たりの予定価格が２５０万円以下の印刷物の製造請負については、地元企業への発注に努めるものとする。

・会計局会計課が発注する１件当たりの予定価格が３０万円以上のものについては、最低制限価格等の設定を行う。

(3)業務委託

・１件当たりの予定価格が１００万円以下の役務の調達については、地元企業への発注に努めるものとする。

・１件当たりの設計金額が７００万円以上の役務の調達については、条件付一般競争入札を実施している１３業務を低入札価格調査制度の対象とする。

平成28年度の取組状況

『平成２８年度における「地元調達運動」及び「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の取組みについて(通知)』（平成２８年４月１日付け会計第２号会計局長通知）により、全庁的に周知し、取組みを徹底している。

平成26年度から28年度の実績

(1) 地元調達率（件数ベース）　（単位：％）

項　目	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８
物　品	９５．９	９５．９	９５．５
印刷物	９９．８	９９．７	９９．９
業務委託	９８．６	９９．４	９８．９

※県内企業から調達困難なものを除く。
※集計困難な病院事業局を除く。
※調査対象期間は該当年度の４月～１２月

(2)品質の確保

ア　印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況（会計局発注分）

	Ｈ２６（年間）	Ｈ２７（年間）	Ｈ２８（上半期）
設定件数	６１	８２	３２
失格者がでた件数	１３	２５	２
発生率(%)	２１．３	３０．５	６．３

※対象金額：３０万円以上

イ　業務委託に係る低入札価格調査制度の状況

	Ｈ２６（年間）		Ｈ２７（年間）		Ｈ２８（上半期）	
	制度対象	調査実施	制度対象	調査実施	制度対象	調査実施
件数	２３	６	２７	４	１９	０

※当該制度の対象金額：７００万円以上
※当該制度の対象業務：
建物清掃、警備、システム開発、浄化槽清掃、空調設備保守、自家用電気工作物保守、消防防災設備保守、施設設備管理、受付・電話交換、ねずみ昆虫駆除、環境測定、産廃処理（一般・産廃）、産廃処理（感染性特別産廃）［１３業務］
※当該制度の調査実施対象：
落札率８０％未満（システム開発業務は６０％未満）となる競争入札案件
※当該制度の調査実施時期：落札決定前

ウ　業務委託における低入札価格契約に係る履行状況

	Ｈ２６（年間）		Ｈ２７（年間）		Ｈ２８（上半期）	
	調査対象	課題有	調査対象	課題有	調査対象	課題有
件数	２８	０	４２	０	３２	０

※履行状況調査の対象金額：１００万円超
※当該調査の対象：
競争入札の結果、落札率８０％未満（システム開発業務は６０％未満）の低価格で契約した全ての業務委託

評　価

平成２６年度から、物品は５万円未満から１０万円以下に、印刷物は５０万円以下から２５０万円以下に、地元調達運動の対象金額を引き上げて取組んでいるが、対象金額引上げ以降においても地元調達率９５％以上の数値目標を達成しており、一定の定着が認められる。

1　物品

・地元調達率は９５．５％となり、数値目標を達成している。

2　印刷物

・地元調達率は９９．９％となり、数値目標を達成している。

・３０万円以上の印刷物３２件のうち、２件に最低制限価格等を下回る失格者が生じている。適切な積算に基づく最低制限価格等の設定により、過度な低価格での応札が減少し、適正価格による受発注につながっているものと考えられる。（平成２８年度上半期分）

3　業務委託

・地元調達率は９８．９％となり、数値目標を達成している。

・競争入札により調達する予定価格が７００万円以上の業務委託で、低入札価格調査制度が適用される案件１９件のうち、調査実施対象となる落札率８０％未満（システム開発業務は６０％未満）の案件は生じていない。（平成２８年度上半期分）

・競争入札により調達する予定価格が１００万円を超える業務委託において、落札率８０％未満（システム開発業務は６０％未満）の低入札価格により契約した３２件について履行状況調査を行ったが、品質が確保されないなど課題となるような案件は生じていない。（平成２８年度上半期分）

今後の取組み（案）（平成２９年度）

1　地元企業の受注機会の拡大（通知）

(1)　１０万円以下の物品購入、２５０万円以下の印刷物製造請負、１００万円以下の業務委託については、引き続き、地元調達率９５％以上を数値目標とする。

(2)　物品で１０万円を超えるもの、印刷物製造請負で２５０万円を超えるもの、業務委託で１００万円を超えるものについても、個別の事案に応じて、可能な限り地元から調達するように努める。

(3)　予算主管課長は、公所で調達できると考えられるものについて、予算配当替えによる公所での地元調達に配慮する。

(4)　物品等の納入期限を５日未満とすることはできる限り避け、地元企業の見積合せへの参入の機会を確保する。

(5)　合理的な理由がある場合は､総合支庁所管地域等を単位とした地域要件を設定するよう努める。

(6)　業務委託において、再委託禁止が望ましい事案においては、入札公告及び契約書に再委託禁止条項を盛り込む。また、履行確認を行うことにより、承認のない再委託の防止に努める。

2　県産品愛用運動の推進（通知）

所属長及び職員一人ひとりが、物品の調達に際して、県産品の愛用（調達）に努める。

3　地元調達運動拡大に係る影響評価･検討

(1)　地元企業の受注機会について、物品購入の運動対象金額等、拡大に係る影響を調査し検討を行う。

(2)　印刷物の製造請負における最低制限価格等の設定状況について、引き続き評価・検証していく。

4　履行状況の実態調査

競争入札により調達する予定価格が１００万円を超える業務委託において、落札率８０％未満（システム開発業務は６０％未満）の低入札価格による契約について、引き続き履行状況を調査する。

5　進行管理

物品・印刷物・業務委託契約状況調査及び地元調達率調査において、取組状況、課題等を把握する。

資料４

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて

山形県物品等及び役務の調達に係る方針（概要）

（平成 27 年 2 月 23 日付会計第 776 号会計局長通知）

（平成 27 年1月決定）

Ⅰ　はじめに（省略）

Ⅱ　基本方針

(1) 公正性、競争性及び透明性の確保
(2) 適正な履行と品質の確保
(3) 地域経済の活性化の促進
(4) 県の施策推進への寄与

Ⅲ　基本方針に基づく取組み

1　公正性、競争性及び透明性の確保のための取組み

(1) 不正行為の排除の徹底
(2) 公正な入札の実施や入札及び契約の過程の公開等による透明性の向上
(3) 入札・契約事務従事者への研修や事務手続に係るマニュアルの充実による適正な事務処理の推進
(4) 適正な価格での発注の徹底
(5) 適正な納入(履行)期限の設定
(6) 適正な地域要件の設定

2　適正な履行と品質の確保のための取組み

(1) 最も適正な履行を確保できる、価格以外の要素をも評価する発注方法の導入
(2) 業務委託における履行成績を評価する仕組みの検討
(3) 業務委託における低入札価格調査制度の運用
(4) 印刷物製造請負契約における最低制限価格制度の運用
(5) 委託業務従事者の適正な労働条件の確保
(6) 業務委託契約における正規職員等配置の促進
(7) 業務委託契約における「再委託の禁止条項の履行確認」の強化（清掃業務）

3　地域経済の活性化の促進のための取組み

(1) 地元調達運動の継続と一層の推進
(2) 県産品愛用運動の継続と一層の推進
(3) 業務委託契約における多様な調達方法の導入による県内企業への受注機会の拡大
(4) 新事業分野の開拓に取り組む県内中小企業等からの優先調達
(5) 地域要件の設定

4　県の施策推進への寄与のための取組み

(1) 障がい者や高齢者等の社会参加に対する支援
(2) 環境負荷に配慮した調達の徹底
(3) 施策推進企業への優先調達制度の導入
(4) 委託業務従事者の適正な労働条件の確保(再掲)

Ⅳ　方針を推進するための措置

この方針の推進に当たっては、適宜、見直しを行うとともに、状況の変化に応じた改善を進め、基本方針の達成を目指すこととする。

会計局会計課は、方針を一層推進するため、必要に応じて調達実績の調査をするものとする。

平成 28 年度の主な取組状況

1　業務委託における総合評価一般競争入札（試行）の実施等【取組み：２-(1)(2)(5)(6)、３-(3)、４-(3)(4)】

(1) 清掃業務　３件《試行》
①○○学校清掃業務委託
②△△学校清掃業務委託
③□□庁舎清掃業務委託

(2) 警備業務　２件《試行》
④○○庁舎警備業務委託
⑤△△庁舎警備業務委託

(3) システム開発等業務　２件
⑥○○システム構築業務委託
⑦△△システム再構築業務委託

《参考》プロポーザル方式（企画提案公募型）の実施

年　度	H26	H27	H28(上半期)
件　数	83 件	112 件	122 件

※公共調達関係調査より（以下同じ）

2　業務委託における地域要件の設定（「県内本社・管内本社」等）【取組み：１-(6)、３-(5)】

区　分	H26	H27	H28(上半期)
一般競争入札	7 件	7 件	3 件
指名競争入札	12 件	22 件	26 件
随意契約	5 件	2 件	0 件
計	24 件	31 件	29 件

《参考》競争入札案件(総件数)に係る地域要件設定件数の割合
H27 年度(年間)：10.2%　H28 年度(上半期)：13.8%

3　競争入札参加資格に係る社会保険加入の要件化
【取組み：２-(5)(6)、４-(4)】

平成 29･30 年度の競争入札参加資格者名簿に係る入札参加資格において新たに社会保険加入を資格要件とした。

区　分	名簿登載者	未加入者
平成 27・28 年度名簿 (H29.1.1 現在)	2,128 者	15 者(0.7%)
平成 29・30 年度名簿	H29 年 1 月末まで申請受付後、現在審査中	

※「未加入者」：名簿登載者のうち社会保険未加入の事業者

4　労働関係法令の遵守及び業務責任者等への正規職員等の配置促進
【取組み：２-(5)(6)、４-(4)】

業務委託仕様書等への「労働関係法令の遵守」の明記並びに業務責任者等への正規職員又は社会保険被保険者の配置の義務付けの明記

区　分	対象件数	労働関係法令遵守		業務責任者等への正規職員等配置	
		明記有	割合	明記有	割合
清掃業務	23 件	13 件	56.5%	9 件	39.1%
警備業務	10 件	4 件	40.0%	5 件	50.0%
計	33 件	17 件	51.5%	14 件	42.4%

※H28 年度上半期より新たに調査実施

評　　価

＜全体＞

物品購入、印刷物製造請負及び業務委託において、本方針に基づき、社会保険加入の要件化や地域要件の設定等により公共調達を通じた県民の福祉向上や地域経済の発展による社会的価値の実現への具体的な取組みが進められている。

1　総合評価一般競争入札の試行結果

５件の試行事例から次のとおり一定の効果が認められる。

(1) 落札率

５件中３件の落札率が上昇するとともに、低入札価格調査対象案件は３件から皆減となり、低価格入札の排除に効果が認められる。

	前回	今回	増減
①	(低入) 76.7%	99.98%	+23.3%
②	100.0%	97.2%	−2.8%
③	(低入) 75.3%	81.0%	+5.7%
④	(低入) 78.5%	80.6%	+2.1%
⑤	89.2%	84.8%	−4.4%
平均	83.9%	88.7%	+4.8%

※①②④が一般競争入札から総合評価方式に変更

(2) 入札参加者数

入札参加者総数が減少する中、県外業者は前回 13 者から今回８者に減少し、県内企業にとって一定の有利性が認められる。

	前回	今回	増減
①	10 者 (5)	5 者 (2)	−5 者(−3)
②	7 者 (3)	3 者 (1)	−4 者(−2)
③	6 者 (3)	6 者 (3)	±0 者(0)
④	4 者 (1)	2 者 (1)	−2 者(0)
⑤	3 者 (1)	2 者 (1)	−1 者(0)
計	30 者 (13)	18 者 (8)	−12 者(−5)

※( )内は、うち県外業者

(3) 契約相手方

５件中４件の契約において県内業者が引き続き受託できているとともに、県外業者受託の案件については業務提案評価点がより高い別の県外業者に変更となっている。

①②④⑤･･･県内⇒県内（契約相手方変更無）
③･････････県外⇒県外（契約相手方変更有）

2　業務委託における地域要件の設定

平成 28 年度においては上半期で前年度と同程度の設定件数となっており、指名競争入札の案件では既に前年度を上回っている。

3　競争入札参加資格に係る社会保険加入の要件化

平成 29・30 年度の競争入札参加資格者名簿より未加入者が排除され、すべての名簿登載者が加入となる見込みとなっている。

4　労働関係法令の遵守及び業務責任者等への正規職員等の配置促進

平成 28 年度より新たに調査実施した業務委託仕様書等への所要事項の明記については、半数ほどの案件における実施にとどまっている。

今後の取組み（案）（平成 29 年度）

＜全体＞

本方針に基づき、県民の福祉向上や地域経済の発展を推進するため、次の取組みを実施するものとする。

1　総合評価一般競争入札の試行継続

現行制度（試行）を検証していく必要があるため、総合評価一般競争入札の試行を引き続き実施する。

(1) 学識経験者からの意見聴取

契約担当者の事務負担の軽減及び総合評価一般競争入札の試行促進の観点から、会計局において標準型の「落札者決定基準」を作成し、その基準を採用する年度当初契約の入札案件について、会計局が一括して学識経験者からの意見聴取を行う。

(2) 試行結果の検証等

平成 29 年度契約に係る試行結果を検証のうえ、３箇年の試行を経て本格施行への移行を検討する。

2　業務委託における地域要件の設定

契約の性質及び目的に応じて、合理的な理由がある場合は、「県内本社」・「管内本社」等の地域要件を設定し、県内企業への受注機会の拡大を図る。

3　競争入札参加資格に係る社会保険加入

入札参加における資格要件としての社会保険加入に関し、入札参加者側に対して引き続き関係法令等遵守の周知を図っていく。

4　労働関係法令の遵守及び業務責任者等への正規職員等の配置促進

平成 29 年度契約に係る調査を継続して行い状況を把握しながら、業務仕様書等への労働関係法令遵守の明記を周知徹底するとともに、業務責任者等への正規職員等の配置について更なる促進を図っていく。

5　進行管理

会計事務指導検査、公共調達関係調査等において、取組状況及び課題等を把握する。

◎地元企業からの物品調達、印刷物の品質確保、業務委託の低価格入札対策等については、「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき取組みを推進していく。

入札契約制度改善の主な取組みについて

平成29年2月22日
県土整備部

平成28年度における取組みの実施状況

建設工事

(1)低入札価格調査基準の引上げ H28年4月・7月～

４月、７月に引き上げ。特に７月に県独自に引き上げた結果、落札率は１月末現在で**９５．６％**まで上昇。昨年同時期の落札率９４．７％と比べ、**０．９ポイント上昇**。

(2)一次下請契約者からの社会保険未加入業者排除 H28年7月～

契約約款を改正し、**社会保険未加入業者との一次下請契約を原則禁止**としたが、１月末現在で社会保険未加入である一次下請業者との契約は無し。

(3)余裕期間制度の試行 H28年11月～

工事の品質確保や、担い手の中長期的な確保に寄与するため、**発注者が定めた着手期限内に受注者が任意に着手日を設定できる「余裕期間制度」**を試行導入。
今後、**２０件程度が対象**となる予定。

建設工事関連業務委託

(4)低入札価格調査基準の引上げ H28年4月～

４月に県独自に引き上げた結果、１月末現在の落札率は**８５．９％**となり、昨年同時期の落札率８２．６％と比べ**３．３ポイント上昇**。

(5)総合評価落札方式の原則実施 H28年7月～

設計金額**3,000万円以上**を原則実施。

(6)発注見通しの改善 H28年4月～

500万円以上の業務委託を対象に**年５回**（4、6、8、10、1月）実施。
公表割合は**約５割**（金額ベース）。

建設工事関連役務

(7)最低制限価格制度の適用 H28年4月～

２１５件に対し最低制限価格を設定（１月末現在）。うち、**８案件**において、**延べ１３業者**が最低制限価格を下回り**失格**。

平成29年度における新たな取組み（案）

建設工事

(1)ICT(情報通信技術)活用工事の試行導入 H29年4月～

現状：初期投資費用や技術者の育成等の課題もあり、企業にとってＩＣＴを導入しやすい環境が未整備。
対応：**設計金額3,000万円以上**かつ**土工量5,000㎥以上**を目安に試行対象を選定。
ＩＣＴの活用に対し、**総合評価において評価点を付与。**

(2)若手技術者の育成モデル工事に係る試行内容の改善 H29年7月～

現状：①若手技術者評価型と②専任補助者評価型の２つの方式を試行。
対応：①**若手技術者評価型のみ試行継続**。実施予定件数は３０件程度。
このうち、現場の週休２日制確保における現状の課題や問題点把握のため、数件を**「週休２日制確保モデル工事」**として選定。

(3)入札参加者の地域要件の変更 H29年4月～

現状：条件付一般競争入札において、総合支庁管内を地域要件とする範囲は「設計金額3,000万円以上8,000万円未満」と規定。
対応：総合支庁管内を地域要件とする範囲を、「設計金額3,000万円以上**5億円未満**」に引き上げ。

建設工事関連業務委託

(4)総合評価落札方式への品質等確実点の導入 H29年7月～

現状：現行の算定方法では、調査基準価格を下回る入札を行った場合においても、評価点への影響が少ないため、建設工事に比べ低入札発生率が高い。
対応：建設工事と同様に**品質等確実点**を導入。（入札金額が調査基準価格を下回った場合においては加点されない。）

(5)総合評価落札方式の推進 H29年7月～

現状：総合評価落札方式によるものは**６件**実施。（うち、3,000万円以上**１件**）
全て、**土木コンサルタント業務**。
対応：設計金額3,000万円以上の業務に加え、設計金額**1,000万円以上3,000万円未満**の業務の**約２割を原則実施**。

建設工事・業務委託共通

(6)発注見通しの改善 H29年4月～

現状：建設工事については年４回（4、6、10、1月）公表を実施。
業務委託は公表件数拡大への取組みとして年５回（4、6、8、10、1月）の公表を試行。
対応：業務委託の公表を本格実施。建設工事の公表については**８月公表を追加**し、委託と同じ**年５回**に拡大。